

官報

号外

昭和二十九年五月二十二日

第十九回衆議院會議録第五十四号

昭和二十九年五月二十二日(土曜日)

議事日程 第五十一号

午後一時開議

第一 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第二 文部省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)(閣法第七号)

第四 出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件
議員謝暇の件

米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

日程第二 文部省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

律案 小枝一雄君外十六名提出
農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子興重郎君外十六名提出)

午後五時二十七分開議
○議長(堤康次郎君) これより会議を開きます。

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。議員池田正之輔君から、ベルリンにおいて開催の世界平和評議会並びにストックホルムにおいて開催の世界平和大会に出席のため、本日より本会期中間暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(堤康次郎君) お諮りいたします。内閣から、米価審議会委員に本院議員佐藤洋之助君、岡田島正興君、岡松山義雄君、岡本耕君、同尾鹿寛君、同川俣清吾君、参議院議員梶原茂嘉君を任命するため議決を得たいとの申出がありました。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第二 文部省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)
教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

第一 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第二 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第三 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第四 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第五 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第六 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

第二 文部省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出)
教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)
法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)
第一 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第二 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第三 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第四 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第五 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第六 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第七 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第八 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第九 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)
第十 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案(内閣提出)

(この法律の目的)
第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校及びろう学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体にこれらの学校に就学する学齢児童生徒(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。以下に於ては、必要な援助を規定し、もつて義務教育の普及奨励を図ることを目的とする。
(国及び都道府県が行う就学奨励)
第二条 都道府県は、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校又はろう学校への就学による保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する「保護者」をいう。以下同じ)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に應じ、これらの学校への就学のために必要な経費のうち、左に掲げるものについて、その全部又は一部を支弁しなければならない。但し、国立の盲学校又はろう学校に就学する学齢児童生徒に係る経費については、国が支弁する。
一 教科用図書等の購入費
二 学校給食費
三 通学又は帰宅に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費
四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案外三件

(経費の支給)

第三條 前条の規定により都道府県が支弁する経費は、当該都道府県の教育委員会が、当該都道府県生徒の就学する学校の校長に対して交付する。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、現物又は金銭をもつて当該学齢児童生徒又はその保護者に対して支給しなければならない。

(国の負担)

第四條 国は、第二條の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

第五條 前条に規定する負担金の交付の手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

二十六 盲学校及びろう学校への就学奨励に要する経費。

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案に対する修正案
盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案に対する修正

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律

第一條中「及びろう学校」を「ろう学校及び養護学校」に改める。

第二條第一項中「又はろう学校」を「ろう学校又は養護学校」に改める。

附則第二項の地方財政法第十條第二十六号の改正規定中「及びろう学校」を「ろう学校及び養護学校」に改める。

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案内閣提出に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

文部省関係法令の整理に関する法律案
文部省関係法令の整理に関する法律案

左に掲げる法令は、廃止する。

一 古器旧物保存方(明治四十年太政官布告第二百一十一号)

二 社寺境内樹木濫伐禁止の件(明治十六年太政官布告第二百三十五号)

三 官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件(明治二十二年法律第八号)

四 市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法(昭和七年法律第二十三号)

附則
この法律は、公布の日から施行する。

文部省関係法令の整理に関する法律案内閣提出に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

教育職員免許法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「並びにこれらの学校の校長(幼稚園の園長を含む。以下同じ)、幼稚園の園長及び指導主事」を削り、同条第二項中「校長及び」及び「教育長及び指導主事」にあつては当該教育委員会を削る。

第四條第二項中「仮免許状」を削り、同条第二項第九号から第十一号までを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五條第一項中「及び仮免許状」を削り、「第二若しくは第三」を「若しくは第二」に改め、同条第二項中「校長及び」並びに「教育長及び」を削る。

第四條第二項中「仮免許状」を削り、同条第二項第九号から第十一号までを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第五條第一項中「及び仮免許状」を削り、「第二若しくは第三」を「若しくは第二」に改め、同条第二項中「校長及び」並びに「教育長及び」を削る。

第五條第一項中「及び仮免許状」を削り、「第二若しくは第三」を「若しくは第二」に改め、同条第二項中「校長及び」並びに「教育長及び」を削る。

指導主事」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。但し、高等学校助教諭免許状は、大学に二年以上在学せず、且つ、六十二単位以上を修得しない者には授与しない。

第六條第二項中「第九條第二項但書」を「前条第三項に」別表第四に「別表第三に」改め、同条第三項中「別表第四の二を」別表第四に改める。

第七條第二項中「校長」を「校長幼稚園の園長を含む。」に改める。

第九條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十條第二項、第十一條及び第十四條中「又は教育委員会」を削る。

第二十條中「校長及び」並びに「教育長及び指導主事」を削る。

附則第四項中「第五條第一項第一号及び第二号」を「第五條第一項第二号及び第三項但書」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項を次のように改める。

5 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)以下「施行法」という。第一條又は第二條の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、第六條第二項別表第三、第五、第六又は第七の規定により、それぞれの上級の免許状を受けようとする場合は、第七の第三欄又は同項別表第五の第二欄に掲げる在職年数については、それだけの表の表の二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けるために必要とする施行法第一條又は第二條の表の上欄に掲げる資格を得たもの、それぞれの表の表の二欄に掲げる学校の教員(これに相当するものとして、文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者並びに文部省令で定める官公庁又は私立学校において教育事務に従事する職員を含む)として在職した年数を通算することができる。

附則第七項を削り、附則第八項を次のように改める。

6 第六條第二項別表第三により中学校又は高等学校の教諭の一般普通免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一條又は第二條の規定により次の表の表の二欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
基礎資格	施行法第一條又は第二條の規定により交付又は授与を受けた者の免許状の種類	基礎資格を取得した者の、第二欄に掲げる各免許状に係る学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することと最低在職年数	第一欄に規定する基礎資格を取得した者の、大学に在学し、かつ、六十二単位以上を修得することと最低在職年数	数

一	二
旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有すること	旧教員養成諸学校(昭和二十一年勅令第二百八号第一條に規定する教員養成諸学校)以下「教員養成諸学校」という。のうち修業年限四年の学校を卒業した者

一	二	三
中学校教諭二級普通免許状	中学校教諭二級普通免許状	一〇
一〇	一〇	一〇

九四七

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 官学校及び、学校への就学奨励に関する法律案外三件

九四八

中学校教諭	高等学校教諭	幼稚園教諭
一級普通免許状	一級普通免許状	一級普通免許状
二級普通免許状	二級普通免許状	二級普通免許状
臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状
五	三	五
四五	一五	四五
六	五	六
四五	四五	四五
六	五	六
四五	四五	四五

別表第四備考第一号及び第三号中「別表第四の二」を「別表第四に改め、同表備考第四号中「文部省令で定める。」の下に「(別表第五の場合においても同様とする。)」を加え、同号の次に次の二号を加え、同表を別表第三とする。

五 この表により上級の免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数をこえる在職年数があり、第四欄に掲げる最低単位数が十五単位をこえるときは、そのこえる最低在職年数につき五単位をそのこえる単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数をこえる在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。(別表第五及び第六の場合においても同様とする。)

六 この表により一級普通免許状を受けようとする者について第三欄に掲げる在職年数が十五年をこえるときは、第四欄に掲げる単位は、必要としない。この場合における在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数(在職年数が五年をこえるときは五年)を通算することができる。(別表第五から第七までの場合においても同様とする。)

別表第四の二の中学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に、同表の中学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「五」を「一〇」に、「一〇」を「一六」に改め、同表の中学校教諭仮免許状の項を削り、同表の高等学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三八」を「六二」に、「二五」を「五二」に、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に改め、同表の高等学校教諭仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改め、同表を別表第四とする。

備考

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について二級普通免許状を受けているときは、一級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数を差し引くものとする。

別表第五を次のように改める。

別表第五

第一欄		第二欄		第三欄	
所要資格		基礎資格		第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数	
一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状
中学校に就いて職業実習を担任する	中学校に就いて職業実習を担任する	中学校に就いて職業実習を担任する	中学校に就いて職業実習を担任する	中学校に就いて職業実習を担任する	中学校に就いて職業実習を担任する
イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。
ロ 大学の二年以上在学中、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 大学の二年以上在学中、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 大学の二年以上在学中、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 大学の二年以上在学中、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 大学の二年以上在学中、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 大学の二年以上在学中、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。
ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ハ 中学校の職業実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。
ニ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ニ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ニ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ニ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ニ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。	ニ 高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。
一〇	一五	二〇	一五	一〇	一五

備考

一 実務の検定は、第二欄により、学力の検定は、第三欄によるものとする。

九四九

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案外三件

九五〇

中学校又は高等学校 に於て職業実習又は 商業実習、工業実 習、商業実習、水産 実習若しくは商船実 習を担任する教諭の 二級普通免許状	第二項の規定により第 一欄に掲げる学校にお いてそれらの実習にあ 担任する教諭の職にあ ることができること
養護教諭二級普通免 許状	第二項の規定により養 護教諭の職にあること ができること

三	一〇
三	一〇

盲学校、ろう学校又は 養護学校の教諭の 二級普通免許状	旧法の規定により盲学 校、ろう学校又は養護 学校の教諭の仮免許状 の授与を受けているこ と
旧法の規定により 盲学校又はろう学校の 教諭の仮免許状の授 与を受けていること	

三	三
一〇	六

備考

- 一 この表により、盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第五項の規定を、前項の規定に該当する者にあつては新法第六条第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。
- 二 新法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。
- 三 新法第六条第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。
- 四 この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるときは、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。
- 五 この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替へるものとする。
- 六 第二項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合に
- おいては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 7 第三項に規定する所要資格に關しては、この法律の施行の際、現在存する旧法第五條別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五條第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。
- 8 この法律の施行の際、現に大学に在學し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五條別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五條第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状の授与を受けることができる。
- 9 新法第六條第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、新施行法第一條第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同表第三項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の交付を受けたものであるときは、又は同法第二條第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十二号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、新法第六條第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替へるものとする。
- 10 新法第六條第二項別表第三により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校教諭免許状の授与を受けているものであるときは、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて幼稚園教諭免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の

若あるときは、又は新加が得る者
若第一項の表の第二号に掲げる者
若しくは同法第二條第一項の表の
第六号、第九号、第十号、第十二
号、第十七号、第二十号若しくは
第二十号の三に掲げる者で当該の
科に係る中学校助教諭免許状の
付若しくは授与を受ける資格を
有するものであるときは、新法第
三條第三項別表第四の中学校教諭
第三欄に掲げる単位数のうち
教科に関する専門科目十単位及
教職に関する専門科目三単位は
でに修得したものとみなし、同
に掲げるそれぞれの単位数から
し引くものとする。

14 新法第六条第二項別表第七により「盲学校、ろう学校又は養護学校」の教諭の一級普通免許状を受けようとする者は、旧法第五條第一項別表第一又は第六條第二項別表第七によりそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けてるときは、新法第六條第二項別表第七の一級普通免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替へるものとする。

15 新法第六條第二項別表第六、六、六より二級普通免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校）による高等女学校を含むものを業とした者である場合に、保健補助

助教諭の臨時免許状を有する者に二級普通免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第三号の規定は、適用されない。この二級普通免許状を授与された者に一級普通免許状を授与する場合についても同様とする。

17 高等学校において農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、これら実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）を卒業し三年以上その学科に関する実地の経験を有する者又は高等学校の専攻科に三年以上在学し、

加ふる」に改める。

第九条の改正規定中「同条第二」とするを「同条第二項とし、同項」「一年間」を「三年間」に改める」に改める。

附則第九項の改正規定中「に改め同項を附則第七項とし」を「に」「年（特別の事情のある都道府県政令で定めるものにあつては、年）」を「六年」に改め、同項を附則七項としに改める。

この法律案による改正後の附表三の備考第五号の改正規定中「そこえる単位数を」、そのこえる単数を限度として、当該最低単位数に改める。

教師の仮免許状に係る所要資格又は同条別表第六に規定する整備費又論假免許状に係る所要資格を得たものと認められる者は、昭和三十一年三月三十一日まで、新法第三十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ、當該所要資格に相當する学校の教師（講師を含まむ）。又は養護教師の職にあることである。

附則第四項の表及び同表の備考を除く部分中「前二項」を「前三項」に、同項の表の小学校、中学校又は幼稚園の教師の二級普通免許状の項第三欄中「前二項」を第一項又は第三項に、同表の高等學校教師二級普通

法第六條第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる各免許状を取得したのち、第二欄に掲げる各免許状の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第二欄に掲げる各免許状において修得したうち、大学に要とする最低単位数	
受ける免許状の種類	二級普通免許状	五	二〇
高等学校教諭一級普通免許状	二級普通免許状	三	一〇
盲学校又はろう学校の教諭	二級普通免許状	三	一〇

備考

一 この表により高等学校教諭一級普通免許状を受けようとする者については、免許法附則第五項の規定を準用する。

二 免許法第六条第二項別表第三備考第一号、第三号、第五号及び第六号の規定は、この表の場合について準用する。

第七条第二項中「前項に規定する者」とは第二号の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、免許法第六条第二項別表第三、第五、第六若しくは第七又は前項の規定により上級免許状の授与を受けようとするときは、その者に改める。

第八号及び第九号を次のように改める。

第八号及び第九号 削除

(教育委員会法の一部改正)

第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「教育職員免許法(昭和二十四年法律第十四号)

第十七号)の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、」を削る。

第五十条第一号中「教育職員免許法」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第十四号)」に、「校長及び教員並びに教育長及び指導主事」を「教員」に改める。

第七十八条第二項中「第四十一条及び」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、校長については、法律に定める必要資格を有する者で採用を願ひ出たものについて、教員については、教育職員免許法(昭和二十四年法律第十四号)による教員の免許状を有する者で採用を願ひ出たものについて、

国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府県の教育委員会が作成する。

第三号 校長の資格は、左の各号の一に該当するものとする。

一 学士の称号を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこと。

二 二年以上、校長、指導主事、社会教育主事(教諭一級普通免許状を有する者に限る)その他の文部省令で定める職員の職にあつたこと。

三 教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、十年以上教員の職にあつたこと。

四 文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、且つ、十年以上教育に關する職にあつたこと。

指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこととする。

(社会教育法の一部改正)

第四条 社会教育法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第二号中「教育職員の職」を「文部大臣の指定する教育に關する職」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第五条 私立学校法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七号中「校長(園長を含む)及び」を削る。

(青年学級振興法の一部改正)

第六条 青年学級振興法(昭和二十八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「又は仮免許状」を削り、同条第三号中「社会教育主事」を「校長、教育長、指導主事、社会教育主事」に改める。

附則

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第十四号)の施行の日から施行する。

2 校長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十三条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者のうちから選考することができ

一 教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上教員の職にあつたこと。

九五三

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 盲学校及びろう学校への就学奨励に關する法律案外三件

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案外三件

二 五年以上文部省令で定める教育に関する職にあつたこと。

4 指導主事の選考について、改正後の教育公務員特例法第十六条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第四項の規定にかかわらず、教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上文部省令で定める教育に関する職にあつた者のうちから選考することができ

5 教育職員免許法の一部を改正する法律による改正前の教育職員免許法又は改正前の教育職員免許法施行法の規定により、校長、教育長又は指導主事の免許状の授受を受けた者は、改正後の教育公務員特例法第十三条第三項並びに第十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ校長、教育長又は指導主事となる資格を有するものとみなす。

6 改正前の教育職員免許法施行法第八条の規定は、国立学校及び公立学校の校長については、なおその効力を有する。

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に

関する法律案の一部を次のように修正する。

7 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

○辻寛一君登壇
○辻寛一君 だいたい上程せられまし

○辻寛一君 だいたい上程せられまし

○辻寛一君 だいたい上程せられまし

かかる児童生徒は、元来身体の障害者であるため、通学はもちろん勉学上の不便が多い上に、経済的にも精神的にも負担がかさみ、しかもその家庭は貧困なものが概して多いというような悪条件によるのであります。このことは、教育の機会均等と義務教育制の建前にかんがみましても、まことに遺憾なことでありまして、その就学上の経費について保護者の負担となる上、輕減し、義務教育の普及向上をはからうとするのが本法案の趣旨でありま

す。従いまして、盲学校及び聾学校の学齢児童生徒の就学費のうち、教科用図書費、学校給食費、通学または宿舎に及ぼす交通費、寄宿舎居住に伴う経費につきましても、その全部または一部を、国立の場合は国においてその全額、都道府県立の場合は当該都道府県と国との間の二分之一を負担することを規定したのであると見ております。

本委員会の慎重な審議の結果、長谷川峻君より、身体、精神等に故障を有する養護学校の学齢児童生徒に關しては、なるべくすみやかな機会に義務制を実施して、この法案の対象とすべきであるから、養護学校を加える必要があるという修正案が提出せられました。

討論を省略いたしましたして採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、ともに全会一致をもって可決となり、本案は修正議決せられました。

次に、坂田道太君より、なるべく早い機会に幼稚部、高等部をも含めて本法案の対象とし、なお就学費用の範囲も広げて補助し得るように措置すべきである旨の附帯決議の動議が出され

ましたが、全会一致で可決せられました。

次に、文部省関係法令の整理に關する法律案は、明治年代の制定にかかる法令三件及び昭和七年制定の市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法の計四件を、すでに法的実効性を失つておりますので廃止しようとするものであります。したが、原案の通り全会一致をもって可決いたしました。

次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について申し上げます。

この法案は、教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事に関する免許状を廃止いたしました。現行法を簡素化し、直接養成における所要単位の内容を充実し、一方、現職教育においては上級免許状のとり方を実情に合うようにしようというのが主眼であります。

すなわち、第一の要点として、免許状の種類とそのとり方についてであり、現行の二級と二級の普通免許状、臨時及び仮免許状の四種類のうち、仮免許状は教員の資質の現状にかんがみましてこれを廃止することといたし、新たに直接養成によつて高等学校教諭の一般普通免許状を授与することとし、同時に一般につきまして大学で修得すべき専門科目の内容を充実強化しようとしております。

次に第四点として、仮免許状の廃止によつて現職者が不利益にならないように経過措置を設けようとしております。

続いて審議の経過を申し上げます。この法案は、教育の内容に重大な關係を持つとともに、教職員の利害に直接關及するところが多いので、詳細にわたつて慎重な審議を尽くした結果、坂田道太君外二十四名より、職業課程の突習を担当する教員の免許状については、当分の間実地経験の年数をもつて所要の単位にかへ得るように措置し、技術教育の充実をはかること、その他教育の実情に即する特例を設ける点について修正案が提出せられました。

討論を省略、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案ともに全会一致をもって可決となり、本案は修正議決せられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤隆次郎君) 四案を一括して採決いたします。日程第二の委員長の報告は可決であります。その他の三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

○荒船清十郎君 日程第三及び第四は延期せられんことを望みます。
○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程第三及び第四は延期するに決しました。

農業委員会法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、小枝一雄君外十六名提出、農業委員会法の一部を改正する法律案、金子與重郎君外十六名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

農業委員会法の一部を改正する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長井出太郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

前和二十九年五月二十二日 衆議院会議録第五十四号

農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

農業委員会法の一部を改正する法律案
農業委員会法の一部を改正する法律案

農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
題名及び目次を次のように改める。

目次
第一章 総則(第一節 第二節)
第二章 農業委員会(第三節 第三十五条)

第三章 都道府県農業会議(第三十六条 第五十五条)
第四章 全国農業会議所(第五十六条 第九十条)

第五章 罰則(第九十一条 第九十四条)
附則
本則(第三章を除く)中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

第一条及び第二条を次のように改め、第三条を削る。
(この法律の目的)

第一条 この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所について、その組織及び運営を定めることを目的とする。

(経費の負担及び補助)
第二条 国は、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる経費を負担する。

一 農業委員会の委員及び職員に要する経費
二 都道府県農業会議の経費のうち第四十条第一項に規定する事項であつて政令で定めるものに係る会議費及び職員に要する経費

三 国は、毎年度予算の範囲内において、第四十条第二項の規定により都道府県農業会議が行ふ業務に要する経費及び全国農業会議所が行ふ業務に要する経費の一部を補助することができる。
第二章 第四十条の前の一条を加える。

一 農業委員会の委員及び職員に要する経費
二 都道府県農業会議の経費のうち第四十条第一項に規定する事項であつて政令で定めるものに係る会議費及び職員に要する経費

三 国は、毎年度予算の範囲内において、第四十条第二項の規定により都道府県農業会議が行ふ業務に要する経費及び全国農業会議所が行ふ業務に要する経費の一部を補助することができる。
第二章 第四十条の前の一条を加える。

第三条 市町村に農業委員会を置く。但し、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 都道府県知事は、前項の承認を受けるための市町村長の申請があつた場合において、当該市町村が左に掲げる条件を併せ具えていると認めるときは、当該申請を承認するものとする。

一 当該申請に係る各農業委員会の区域内の農地面積が八百町歩をこえ、又は耕作の業務を営む者の世帯数が一千をこえること。

二 当該市町村が農産物分會又は境界変更によつて新たに設置され又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を新たにその区域に包含した市町村であること。

4 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

5 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

第四十条 第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

第五十条 第五項中「会長に」を「会長が欠けたときは又は」に改める。
第六十条 第二項中「当該市町村の区域(第二十二条の規定により置かれた委員会にあつてはその委員会の区域。以下同じ)内の土地、物件又は権利に關し、」を「その区域内の土地、物件又は権利に關し、」に改め、同項に次の一語を加える。

三 前各号の外、法令によりその権限に属させた事項
第七十条 中「委員を」を「選挙による委員に、」と「十五人とする。」を「十人から十五人までの間で条例で定める。」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行ふことができない。
第八十条 第一項中「市町村を」を「農業委員会に、」を「委員を」選挙による委員に、同条第四項及び第五項中「委員の候補者」を「選挙による委員の候補者」に改め、同条第五項中「裁判官、」の下に「検察官、」を加える。
第九十条 中「委員を」を「選挙による委員」に改める。
第十十条 第一項中「市町村農業委員会選挙人名簿」を「農業委員会選挙人名簿」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(選挙の単位)
第十十条 二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
第十一(条を除く)中「第十七」を「第一項」を「第十一」に、第六十(第四十)条の規定を除く。を「第六十」に、第六十三(第三十三)条から第六十七(第三十七)条まで、第六十八(第三十八)条(選挙事務所の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問)を「第六十三」に、第六十九(第三十九)条(選挙事務所の制限)を「第六十四」から第七十三(第四十四)条まで、第七十四(第四十五)条の三まで、第七十七及び第七十八

四 省令で定める農業協同組合及び農業協同組合連合会がその協議により本人の同意を得て、その理事のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で推薦した者若干人

五 農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて省令で定めるもの、その協議により本人の同意を得て、その理事(法人でない団体にあつてはその代表者。以下第四十三条第五号において同様とする)のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で推薦したものの若干人

六 農業に關し學識経験を有する者のうちから都道府県知事の定める定数の範囲内で会長が本人の同意を得て指名した者若干人

七 都道府県知事は、前項第一号の区域若しくは同項第四号から第六号までの会議員の定数を定め又はこれを變更するときは、同項第一号の会議員の定数と同項第二号から第六号までの会議員の定数の合計とがそれぞれ会議員の定数の二分之一をこえないようにしなければならない。

八 都道府県知事は、第二項第一号の区域を定め、又はこれを變更したときは、これを告示しなければならない。

九 左に掲げる者は、第二項の規定にかかわらず、会議員とならない。

一 禁治産者

二 禁、以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

三 禁、以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

四 議決権及び選舉權

第四十二條 会議員は、各々一個の議決権並びに会長及び副会長の選舉權を有する。

(会議員たる地位を失ふ場合)

第四十三條 会議員は、左に掲げる場合には、会議員たる地位を失ふ。

一 死亡したとき。

二 第四十一條第五項に掲げる者に該当するに至つたとき。

三 第五十五條第一項第一号に掲げる者が第四十一條第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が農業委員会の委員たる身分を失つたとき又はその者につき、その者が会議員となつた日の属する当該農業委員会の選挙による委員の任期が満了したとき。

四 第五十五條第一項第二号に掲げる者が第四十一條第二項第一号の規定により会議員となつた場合において、その者が当該団体の理事でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団体の理事の任期が満了したとき。

五 第四十一條第二項第二号から第五号までの会議員が当該団体の理事(都道府県農業協同組合中央会にあつては、会長、副会長又は理事。以下この号に於いて同様とする)でなくなつたとき又はその者につきその者が会議員となつた日の属する当該団

体の理事の任期が満了したとき

六 第四十一條第二項第一号の会議員にあつては、その者を互選した代表者會議に係る区域につき變更があつたとき。

七 会議員が辭することについて他の会議員の過半数の同意を得たとき。

(賛助員)

第四十四條 都道府県農業會議は、会則の定めるところにより、賛助員を置くことができる。

(会則)

第四十五條 都道府県農業會議の会則は、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 業務

六 会議員に関する規定

七 賛助員に関する規定

八 会長及び副会長の定数、職務の分担及び選舉に関する規定

九 會議に関する規定

十 會計に関する規定

十一 公告の方法

十二 會則の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会長及び副会長)

第四十六條 都道府県農業會議に、役員として会長一人及び副会長二人以内を置く。

二 会長及び副会長は、都道府県農業會議の會議において会議員が選舉する。但し、設立當時の会長及び

副会長は、創立總會において会議員たる資格を有する者が選舉する。

三 会長及び副会長は、会議員でなければならない。

四 会長は、都道府県農業會議を代表し、會務を總理する。

五 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、會則の定めるところにより、その職務を代行する。

六 会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、会議員のうちから互選した者がその職務を代行する。

七 会長及び副会長の任期は、三年以内において會則で定める。但し、設立當時の会長及び副会長の任期は、一年以内において創立總會で定める。

八 会長及び副会長は、相兼ねてはならない。

(会長に關する民法の準用)

第四十七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條代表權の制限)及び第五十五條(代表權の委任)の規定は、会長に於て準用する。

(會議の招集)

第四十八條 都道府県農業會議の會議(第五十二條第二項の會議を含む。以下次項、次条、第五十一條及び第五十二條において同様とする)は、会長が招集する。

二 会長は、会議員(第五十條第二項の會議にあつてはその会議員。以下次条及び第五十一條第一項において同様とする)の三分の一以上の者から書面で會議に付議すべき事項を指示し、會議を招集すべき旨の請求があつたときは、會議を招集しなければならない。

(會議の成立)

第四十九條 都道府県農業會議の會議は、会議員の過半数が出席したければ、開くことができる。

(會議の議決事項)

第五十條 左に掲げる事項は、都道府県農業會議の會議の議決を経なければならない。

一 第四十條第一項に規定する事項(次項に規定する事項を除く。及び同条第二項第一号に掲げる事項)

二 その他會則で定める事項

第四十條第一項に規定する事項であつて政令で定めるものは、第四十一條第二項第一号及び第六号の会議員のみの會議の議決を経なければならない。

(議決の方法)

第五十一條 都道府県農業會議の會議の議事は、出席会議員の過半数で決する。可否同数のときは、会長(前条第二項の會議にあつては、その會議の長)の決するところによる。

二 會則の変更は、前項の規定にかかわらず、会議員の三分の二以上の者が出席した會議において、出席会議員の三分の二以上の多数による議決によらなければならない。

(小作官等の會議への出席)

第五十二條 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主その他の關係職員を都道府県農業會議の

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

九五八

會議に出席させ、第四十条第一項の事項に關して意見を述べさせることができる。

(業務又は会計状況に關する報告の徴収等)

第五十三條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県農業会議からその業務又は会計の状況に關し、報告を徴し、検査を行い、その他監督上必要な命令をすることができ、

(法令等の違反に對する措置)

第五十四條 都道府県知事は、前条の規定により報告を徴し又は検査を行つた場合において、当該都道府県農業会議の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は会則に違反すると認めるときは、これに對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、

(代表者會議)

第五十五條 都道府県知事が都道府県農業會議に諮問した事項に關し、これに答申するため必要があると認め、当該都道府県農業會議から請求があつた場合には、都道府県知事は、その定める区域について、左に掲げる者からなる會議(以下「代表者會議」といふ)を招集し、当該区域に關する当該事項に關して調査審議し、その意見を都道府県農業會議に答申すべきことを求めることができる。

一 当該区域内の農業委員会が委員長として委員のうちから指名した者各一人

二 省令で定める農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業共

済組合の理事のうちから二人以内で都道府県知事が本人の同意を得て指名した者

2 都道府県知事は、第四十一條第二項第一号の規定により定めた区域に係る同号の會議員が欠けたとき又はその区域を変更したときは、当該区域につき代表者會議を招集しなければならぬ。

3 代表者會議の議長は、都道府県知事が、その職員又は第一項に掲げる者のうちから指名する。

第四章 全国農業會議所

(法人格)

第五十六條 全国農業會議所は、法人とし、全国を通じて一個とする。

(住所)

第五十七條 全国農業會議所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第五十八條 全国農業會議所でない者は、全国農業會議所という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)

第五十九條 全国農業會議所は、左に掲げる業務を行うことができる。

一 農業及び農民に關し、意見を公表し、行政庁に建議し、又はその諮問に應じて答申すること。

二 農業及び農民に關する啓蒙、及び宣伝を行うこと。

三 農業及び農民に關する調査及び研究を行うこと。

四 都道府県農業會議の行う第四十條第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

五 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務

(會員たる資格)

第六十條 全国農業會議所の會員たる資格を有する者は、左に掲げるものとする。

一 都道府県農業會議

二 全国農業協同組合中央会及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者の外、農業の改良発達を図ることを目的とする団体であつて定款で定めるもの

四 農業に關し學識経験を有する者であつて總會(創立總會を含む)で指名したものの

五 前各号に掲げる者の外、農業又はこれと密接な關係を有する事業を営む者であつて定款で定めるもの

(議決権及び選任権)

第六十一條 會員は、各一個の議決権及び役員を選任権を有する。但し、前条第五号に掲げる會員は、議決権及び役員を選任権を有しない。

2 會員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の會員を代理することができる。

5 代理人は、代理権を証する書面を全国農業會議所に提出しなければならない。

(経費)

第六十二條 全国農業會議所は、定款の定めるところにより、會員に経費を賦課することができる。

2 會員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて、全国農業會議所に對抗することができない。

(加入の自由)

第六十三條 會員たる資格を有する者が全国農業會議所に加入しようとするときは、全国農業會議所は、正当な事由がないのにその加入を拒んではならない。

(自由脱退)

第六十四條 會員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第六十五條 會員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

一 會員たる資格の喪失

二 解散又は死亡

三 除名

2 除名は、定款の定めるところにより、總會の議決によつてすることができる。但し、除名した會員にその旨を通知しなければ、これをもつてその會員に對抗することができない。

(定款)

第六十六條 全国農業會議所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 業務

五 會員たる資格並びに會員の加入及び脱退に關する規定

六 一事業年度における二會員に賦課する経費の額の最高限度その他の経費の賦課に關する規定

七 業務の執行及び会計に關する規定

八 役員、定款、職務の分担及び選任に關する規定

九 事業年度

十 公告の方法

(役員)

第六十七條 全国農業會議所に、役員として理事十四人以内及び監事二人以内を置く。

2 理事の定数は、第六十條第一号の會員のうちから選任された理事の定数と同条第二号から第四号までの會員のうちから選任された理事の定数の合計とがそれぞれ理事の定数の二分の一をこえないように定款で定める。

3 会長は一人、副会長は二人以内とする。

(役員職務)

第六十八條 会長は、全国農業會議所を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、定款の定めるところにより、全国農業會議所を代表し、会長を輔佐して業務を掌理し、会長が欠けたときは事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、全国農業會議所を代表し、

会長及び副会長を補佐して業務を掌理し、会長及び副会長がともに欠けたときは事故があるときは、会長の職務を代行する。

(役員選任及び任期)

第六十九條 役員は、定款の定めるところにより、第六十條第一号から第四号までの役員が総会開催のときにそれぞれ当該議員のうちから選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会開催のときに選任する。

2 会長及び副会長は、理事がそのうちから選任する。

3 役員任期は、三年以内において定款で定める。但し、設立当時の役員任期は、一年以内において創立総会で定める。

(役員報酬禁止)

第七十條 理事及び監事は、報酬を受けることができない。

(役員に関する民法の準用)

第七十一條 民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十四條(代表権の制限)、第五十五條(代表権の委任)及び第五十九條(監事の職務)の規定は、役員について準用する。

(総会の招集)

第七十二條 会長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 会長は、会員の五分の一以上の者から書面を総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の

請求があつたときは、総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第七十三條 総会は、会員(第六十條第五号に掲げる会員を除く)の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(総会の議決事項)

第七十四條 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の決定及び変更

三 毎事業年度の収支決算及び事業報告書の承認

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(総会の議事)

第七十五條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第七十六條 左に掲げる事項は、総会(第六十條第五号に掲げる会員を除く)の三分の二以上の者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 会員の除名

三 解散

(総会に関する民法の準用)

第七十七條 民法第六十二條(総会の招集)、第六十四條(総会の決議事項)及び第六十六條(議決権のない場合)の規定は、総会について準用する。この場合において、第六十二條中「五日」前とあるのは、「十日」前と読み替へるものとする。

(発起人)

第七十八條 全国農業会議所を設立するには、第六十條第一号に掲げる者少くとも十五人を含む会員たる資格を有する者二十人以上が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第七十九條 発起人は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、第六十條第一号の会員たる資格を有する者の過半数及び同条第三号の会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4 第六十一條の規定は、前項の議決について準用する。

(設立の認可)

第八十條 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書提出しなければならない。

(会長への事務引渡)

第八十一條 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。

(成立)

第八十二條 全国農業会議所は、第八十條第一項の認可によつて成立する。

2 農林大臣は、全国農業会議所が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(解散)

第八十三條 全国農業会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

2 解散の議決は、農林大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(清算人)

第八十四條 全国農業会議所が解散したときは、破産による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。但し、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十五條 清算人は、就職の後遅滞なく、全国農業会議所の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第八十六條 清算人は、全国農業会議所の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書)

第八十七條 清算事務が終了ときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十八條 民法第七十三條(清算人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條までの規定は、清算人の職務権限、清算人の破産、清算人の監督、清算の手続等並びに非訟事件手続法明治三十二年法律第三十四號(清算人の監督)第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(二) (清算人及び検査人の報酬) 第三十五條(二十五)第二項及び第三項(裁判所の監督)、第三十七條(清算人の選任、解任の裁判)並びに第三十八條(清算人不適格者)の規定は、全国農業会議所の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「農業委員会等に関する法律第八十四條」と読み替へるものとする。

(業務又は会計状況の報告の徴収等)

第八十九條 農林大臣は、必要があると認めるときは、全国農業会議

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

所からその業務又は会計の状況に
関し、報告を徴し、検査を行いそ
の他監督上必要な命令をすること
ができる。

第九十條 農林大臣は、前条の規定
により報告を徴し、又は検査を行
つた場合において、全国農業會議
所の業務又は会計が法令、法令に
基いて行われる行政の処分又は定款
に違反すると認めるときは、これ
に對し、役員を解職、業務の停止
その他必要な措置をとるべき旨を
命ずることができる。

第五節 罰則
第九十一條 都道府県農業會議の会
議員が第四十條第一項又は第二
項第一号に規定する業務につき
議決権の行使又は會議に付議す
べき事項の発議に關し、賄賂を受
け、又はこれを要求し、若しくは
約束したときは、二年以下の懲
役に處する。

第九十二條 左に掲げる違反があつ
た場合においては、その違反行為
をした都道府県農業會議又は全
國農業會議所の役員又は使用人そ
他の従業者を二万円以下の罰金に
處する。

一 第五十三條の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
とき。
二 第八十九條の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした
とき。

第九十三條 左に掲げる違反があつ
た場合においては、その違反行為
をした都道府県農業會議の役員又
は全國農業會議所の役員若しくは
清算人を一万円以下の過料に處す
る。

一 第四十條又は第五十九條に

規定する業務以外の業務を營ん
だとき。
二 第四十八條第二項又は第七十
二條第三項の規定に違反したと
き。

三 第八十五條又は第八十七條に
掲げる書類に記載すべき事項を
記載せず、又は不実の記載をし
たとき。
四 第八十六條の規定に違反して
全國農業會議所の財産を処分し
たとき。

五 第八十八條において準用する
民法第七十九條の期間内に債権
者に介済したとき。
六 第八十八條において準用する
民法第七十九條又は同法第八十
一條の規定に違反して公告を怠
り、又は不実の公告をしたとき。

七 第八十八條において準用する
民法第八十一條第一項の規定に
違反して破産宣告の請求を怠つ
たとき。
第九十四條 第三十九條又は第五
十條の規定に違反した者は、一万
円以下の過料に處する。

附則
一 この法律は、昭和二十九年七月
二十日から施行する。
二 次項及び第七項の規定は、前項
の規定にかかわらず、公布の日か
ら施行する。

三 この法律の施行後最初に農業委
員會の選挙による委員となる者の
選挙については、この法律の施行
前であつても、改正後の農業委員
會等に関する法律(以下「新法」と
いう。第二章の規定を適用する。
但し、選挙人名簿は、従前の市町
村農業委員会委員選挙人名簿によ
る。

四 この法律の施行の改正前の農
業委員会法(以下「旧法」という。)
第二条の規定により市町村に現
置かれていた市町村農業委員会及
びその職員は、それぞれ新法第三
条の規定による農業委員会及びそ
の職員となり、同一性をもつて存
続するものとする。

五 この法律施行の際旧法第二条及
び第五十一條の規定により地方自
治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第五十五條第二項の市の区
に現置かれていた市町村農業委
員會及びその職員は、それぞれ新
法第三條第二項の規定により当該
市に置かれる農業委員会及びその
職員となり、同一性をもつて存続
するものとする。

六 この法律の施行の際現にその効
力を有する市町村農業委員会委員
選挙人名簿は、新法の相当規定に
より調製された農業委員会委員選
挙人名簿とみなす。

七 市町村農業委員会委員であつ
て旧法第十五條の規定による任期
が昭和二十九年七月十九日までに
満了しないものの任期は、同条の
規定にかかわらず、同日までとす
る。

八 都道府県知事は、昭和二十九年
七月三十一日までに、都道府県農
業會議の會議員となるべき者を互
選するための新法第五十五條第一
項の代表者會議を招集しなければ
ならない。

九 都道府県農業會議を設立するに
は、會議員となるべき者五人以上
が設立委員となることを必要とす
る。
十 設立委員は、会則案を作成し、
これを創立總會の日時及び場所と
ともにその会日の週週間前までに

公告して、創立總會を開かなけれ
ばならない。
11 会則その他都道府県農業會議の
設立に必要な事項の決定は、創立
總會の議決によらなければならない。

12 創立總會の議事は、都道府県農
業會議の會議員となるべき者の三
分の二以上の多数による議決を必要
とする。この場合の議決には、新
法第四十二條の規定を準用する。

13 設立委員は、創立總會終了の後
遅滞なく、會則を都道府県知事に
提出して、都道府県農業會議の設
立の認可を申請しなければならない。

14 設立委員は、都道府県知事の要
求があつたときは、設立に關する
報告書を提出しなければならない。
15 第十三項の認可があつたときは
は、設立委員は、遅滞なくその事
務を會長に引き渡さなければなら
ない。

16 都道府県農業會議は、第十三項
の認可によつて成立する。
17 都道府県知事は、都道府県農業
會議が成立したときは、遅滞なく
その旨を公告しなければならない。

18 都道府県農業委員會は、この法
律の施行後昭和三十年三月三十
一日まで、なお存続する。但し、
都道府県農業會議が成立したとき
は、当該都道府県の都道府県農業
委員會については、この限りでな
い。

19 都道府県農業委員會に關する旧
法の規定は、前項の規定により存
続する都道府県農業委員會につい
ては、なおその効力を有する。但

20 第十八項の規定により都道府県
農業委員會が存続する間は、前項
本文の規定にかかわらず、その委
員の選挙は行わない。

21 旧法の規定により行われた市町
村農業委員會又は都道府県農業委
員會の委員の選挙に係る罰則の適
用については、なお従前の例によ
る。

22 都道府県農業會議及び全國農業
會議所でない者でこの法律の施行
の際現に都道府県農業會議若しくは
全國農業會議所という名称又は
これらに類する名称を用いてい
るものについては、この法律の施行
後六個月を限り、新法第九十四條
の規定を適用しない。

23 農地法(昭和二十七年法律第二
百二十九号)の一部を次のように
改正する。
「市町村農業委員會」を「農業委
員會」に、「都道府県農業委員會」
を「都道府県農業會議」に改める。
第九十條第一項中「農業委員會
法(昭和二十六年法律第八十八号)」
第二條第一項但書を「農業委員會
等に関する法律(昭和二十六年法
律第八十八号)第三條第一項但書
又は第四項」に改め、同条第二項
中「農業委員會法第二條第二項を
「農業委員會等に関する法律第三
條第二項」に改める。

24 農地法施行法(昭和二十七年法
律第二百三十号)の一部を次のよ
うに改正する。
第三條第一項中「第二十八條第
四項若しくは第五項の下に、第

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外件

二十九条第三項を加え、同条第二項を削り、第五項第二項中「第一項第五号の規定により国が取得した立木」を「第二項第一号第二号又は第五号の規定により国が取得した立木、立木」に改め、同項第二号中「第四十号」を「第六項の規定により買取した立木」を「第十五号若しくは第四十号の二第六項の規定により買取し、又は同法第二十九条第二項において準用する同法第二十八条第一項若しくは第五項の規定により買取取つた土地、立木」に、「第三項第一項」を「第三条」に改め、同項第二号中「指置法」の下に「第二十九条第一項の政府の所有に属する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地若しくは建物で命令で定めらるる又は同法」を加え、「農業用施設又は」を「農業用施設若しくは」に、「第三項第一項」を「第三条」に改める。

25 土地改良法（昭和二十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
「市町村農業委員会を「農業委員会」に改める。
第三項第一項第二号中「農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二項第一項」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三項第一項但書又は第四項」に改め、第九十七条第二項中「農業委員会等に関する法律第三項第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改め、同条第六項中「前項の規定による請求を受けた場合には」の

下に「都道府県農業委員会の意見を聞き」を加える。
第九十八条第五項から第八項まで中「都道府県農業委員会」を「都道府県知事」に改め、同条第八項中「都道府県」を「都道府県知事」に改め、同条第九項及び第十項と、第七項の次に次の一項を加える。
8 都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可をするには、都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。
第九十九条第九項中「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改め、第六項第一項、第九十八条第八項、第九十八条第九項に改め、第九十八条第九項第三号中「都道府県農業委員会又は」を削り、同条第五項中「都道府県農業委員会若しくは」を削り、第九十八条第八項を「第九十八条第九項」に改める。
26 都道府県農業委員会を当事者又は参加人とする旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）、改正前の農地法施行法又は改正前の土地改良法の規定に基いてした処分に関する訴訟であつてその処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した際現に係属中のものは、当該都道府県農業委員会の成立の日に当該都道府県の知事が受け継いだものとする。
27 旧自作農創設特別措置法又は改正前の農地法施行法の規定に基いて都道府県農業委員会のした処分の取消又は変更を求める訴は、その

の処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した後は、当該都道府県の知事を被告として提起しなければならぬ。
28 改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会がした指示、裁決、認可その他の処分は、その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した場合には、当該都道府県の知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。
29 改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴訟又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した際現に手続中のものは、当該都道府県の知事に対してした指示の請求、訴訟又は認可の申請とみなす。
30 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。
31 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。
「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。
32 都道府県農業委員会が成立するまでは、当該都道府県の区域における農地法、土地改良法、造林臨時措置法及び耕土培養法の適用については、これらの法律の規定中「都道府県農業委員会」とあるのは、

「都道府県農業委員会」と読み替へるものとする。
33 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第十條第十二号中「農業委員会」の下に「及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第五十五条第一項の代表者会議」を加える。
34 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第六十八條の四第一項第四号を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。
第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置かなければならない。
第二百二條の二第七項中、「地方労働委員会及び農業委員会」を「及び地方労働委員会」に改める。
別表第三「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。
別表第二「第二十二号」を次のように改める。
第二十二 制除
別表第三「第一号の六十九中」並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び」を削り、「告示し、並びに」を「告示し、及び」に改める。
別表第三第六号を削る。
35 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。
第九條の三第二項中「農業委員会」を「農業委員会等に関する法律」に、同条第三項中「農業委員会」を「農業委員会等に関する法律第五十條」を「農業委員会等に関する法律第三十四條」に改める。
36 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三條第十二号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業委員会、全国農業会議所」を加える。
37 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五條第一項第四号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業委員会、全国農業会議所」を加える。
38 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第五号の五の次に次の一項を加える。
五〇六 都道府県農業会議所又はハ
全国農業会議所ノ発スル証書 帳簿
39 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一号中「社会福祉事業振興会」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。
第八十一條第一項第四号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。
第九十一條の四第一項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 都道府県農業会議が直接その本来の業務の用に供する不動産
第二百九十六條中「社会福祉事業振興会」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。
第三百四十八條第二項第十三号中「私立学校振興会」の下に「都道府

十八条の規定を準用する。

第四十一条の二中、行政庁は、の下に「仮理事を選任し、又は」を加え、「選挙」を「選挙し、又は選任」に改める。

第四十四条第一項第二号中「規約」を「規約及び共同協定」に改め、同項に次の二号を加える。

八 農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

九 組合又は農業協同組合中央会への加入及び組合又は農業協同組合中央会からの脱退。

第四十四条第三項中「前項の認可については、」の下に「第五十九条第二項、を加える。」

第四十六条第四号及び第五号を削る。

第四十六条の二第二項を削る。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 総会には、民法第六百四十七条第六十六号並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、民法第六百四十七条第六十六号中「第二百三十二条」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとす。

第四十八条第一項中「千人を」を「五百人を」、同条第三項中「二百人」を「百人」に改め、同条第五項但書中「総代会においては、」の下に「役員は、選挙又は選任及び総代の選挙並びに」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

総代の任期は、三年以内において定款で定める。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院会議録第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

「第五章 設立を削り、第五十五条の次に次のように加える。

第五節 設立

第五十八条第七項を次のように改める。

創立総会については、第六十六条第一項及び第三項乃至第五項、第六十六条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十四条第二項中「取締役であるものは、発起人」と読み替へるものとす。

第六十条を次のように改める。

第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、左の場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反するとき。

二 その事業が健全に行われず、且つ、公益に反すると認められるとき。

三 農業協同組合連合会にあつては、当該連合会が農業協同組合中央会の事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の発展に支障があると認められるとき。

第六十一条第二項の次に次の一項を加える。

行政庁が第五十九条第二項の規定により報告書の提出の請求をしたときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

「第六章 解散及び清算を削り、第六十四条の次に次のように加える。

第六節 解散及び清算

第六十四条第三項中「前項の場合には」の下に「第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合にあつては第五十九條第二項の規定を、その他の組合にあつては第五十九條第二項を、同条第四項中「解散する」の下に「この場合には、組合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。」を加え、同条第五項を次のように改める。

第十條第一項第八号の事業及びこれに附帯する事業のみを行う組合にあつては、第一項及び前項の規定による承認の取消に因つて解散する。

第六十五条第五項中「前項の場合には」の下に「第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合にあつては第五十九條第二項の規定を、その他の組合にあつては第五十九條第二項を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第六十九条に次の一項を加える。

第六十九条 第十條第一項第八号の事業を行う組合が、第六十四条第五項の規定により解散したときは、前項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第七十三条中「第三百三十六條第一項、」を削る。

第七十三條の次に次の一章を加える。

第三章 農業協同組合中央会

第七十三條の二 農業協同組合中央会（以下中央会という。）は、組合の健全な発達を図ることを目的とする。

協同組合中央会（以下全国中央会という。）とする。

第七十三條の四 中央会でない者は、農業協同組合中央会という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第七十三條の五 中央会は、法人とする。

第七十三條の六 中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十三條の七 都道府県中央会の地区は、都道府県の区域に、全国中央会の地区は、全国の区域による。

同一の区域を地区とする中央会は、一個とする。

第七十三條の八 国は、毎年度予算の範囲内において、中央会の事業に要する経費の一部を補助することができる。

第七十三條の九 中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二 組合の監査

三 組合に関する教育及び情報提供

四 組合の連絡及び組合に関する紛争の調停

五 組合に関する調査及び研究

六 前各号の事業の外、中央会の目的を達成するために必要な事業

及及び連絡に関する事業を行うことができる。

全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要であると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の決定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会と協議をさせ、又は都道府県中央会と事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三條の十一 中央会は、第七十三條の九第一項第一号の事業を行おうとするときは、監査規程を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

前項の監査規程には、監査の要領及びその実施の方法並びに第七十三條の二十一の農業協同組合監査士の職務に関する事項を記載しなければならない。

監査規程を変更し、又は廃止するには、主務大臣の承認を受けなければならない。

第七十三條の十二 中央会の会員は、正会員及び准会員とする。

都道府県中央会の正会員たる資格を有する者は、都道府県中央会の地区の全部又は一部を地区とする組合とする。

都道府県中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人で都道府県中央会の地区内に住所を有するものとする。

全国中央会の正会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 都道府県中央会

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

九六四

二 都道府県中央会の正会員の組合

三 都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合

全国中央会の准会員たる資格を有する者は、組合の行う事業と同種の事業を行う法人とする。

第七十三条の十三 会員の資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員の加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

前条第四項第一号又は第二号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後に、前条第四項第一号又は第二号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他の正会員及び准会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。

第七十三条の十四 中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但し、全国中央会の代議員の選挙については、都道府県中央会及び第七十三条の二十二第三項第三号に

規定する農業協同組合連合会は、この限りでない。

第七十三条の十五 中央会は、定款の定めるところにより、会員の経費を賦課することができる。

中央会は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に對抗することができない。

中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができない。

第七十三条の十六 中央会の会員に對してする通知又は催告については、第三十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

第七十三条の十七 中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 事務所

三 事務所所在地

四 会員の資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 経費の分担に関する規定

六 業務の執行及び会計に関する規定

七 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

八 代議員の定数及び選挙に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十三条の十八 中央会には、役員として会長一人、副会長一人（全国中央会にあつては、三人以内）、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

役員は、定款の定めるところにより、總會において選任する。

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立總會において選任する。

役員任期は、三年以内において定款で定める。

設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第七十三条の十九 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

副会長は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときは会長の職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、中央会を代表し、会長及び副会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

第七十三条の二十 中央会の会長、副会長、理事及び監事は、第三十一条の二及び第三十二条並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六條第三項及び第二百五十八條第一項の規定を、会長は、第三十四條、第三十五條、第三十八條及び第三十九條並びに民法第六十一條第一項の規定を、会長、副会長及び理事は、民法第四十五條の規定を、監事は、第三十三條及び第三十六條、民法第五十九條並びに商法第二百七十八條の規定を準用する。この場合において、第三十六條中「理事」とあるのは、「会長、副会長及び理事」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十一 第七十三条の九第一項第二号の事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。

農業協同組合監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

農業協同組合監査士の選任及び解任は、会長が副会長及び過半数の理事の同意を得てこれを決する。

第七十三条の二十二 總會は、代議員をもつて組織する。

代議員は、各々一個の議決権を有する。

代議員は、都道府県中央会にあつては正会員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては左に掲げる者をもつて充てて。

一 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合でその区域内に住所を有するものを含む）であつて第七十三条の十四の規定により選挙権を有する正会員たるものが選挙した者

二 都道府県中央会の会長

三 正会員たる農業協同組合連合会

四 都道府県中央会に加入する区域を地区とするものごと、全国中央会の定款で定める理事一人

前項の規定により正会員が選挙する代議員（以下選挙による代議員という）の選挙については、第三十條第四項から第八項までの規定を準用する。

選挙による代議員は、選挙権を有する正会員たる組合の理事でなければならない。

都道府県中央会の代議員の定数は、創立總會において定める。

第七十三条の二十四 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 役員解任

五 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

都道府県中央会の代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように、定款で定める。

全国中央会の選挙による代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数におおむね比例するように、定款で定める。

選挙による代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

第七十三条の二十三 中央会の成立の日から一年以内において創立總會で定める期間内は、代議員は、前条第三項の規定にかかわらず、都道府県中央会に於ては創立總會において選任した者をもつて、全国中央会に於ては創立總會において選任した者並びに同項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てて。

前項の規定により創立總會において選任する代議員（以下選任による代議員という）は、発起人たる組合の理事又は正会員たる資格を有する組合で発起人に対し設立の同意を申し出たもの（全国中央会に於ては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く）の理事でなければならない。

選任による代議員の定数は、創立總會において定める。

第七十三条の二十四 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 解散

三 会員の除名

四 役員解任

五 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

六 経費の賦課及び徴収の方法

前項第一号から第四号までに掲げる事項は、代議員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

中央会の総会には、第十六条第二項乃至第五項、第三十七条第三項、第四十五条、民法第六十四條及び第六十六條並びに商法第二百四十三條及び第二百四十四條の規定を準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ「農業協同組合法第七十三條の三十四第三項」に於て準用スル同法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第七十三條の二十五 都道府県中央会を設立するには都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合が、全国中央会を設立するには都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会又は都道府県中央会が、それぞれ発起人となり、定款及び事業計画を作成し、会日の二週間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を招集しなければならぬ。

前項の発起人の数は、五以上でなければならぬ。この場合において、都道府県中央会の設立にあつては、その中に都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会二以上を含まなければならない。発起人は、創立總會を招集するには、都道府県中央会の設立にあつてはその地区の全部又は一部を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を、全国中央会の設立

にあつては都道府県中央会の総数の三分の二以上及び都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合の総数の十分の一以上の同意を得なければならない。

定款の決定、事業計画の設定、役員及び代議員の選任その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。創立總會には、第五十八條第五項乃至第七項の規定を準用する。第七十三條の二十六 発起人は、創立總會終了の後速滞なく、定款及び事業計画を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、主務大臣の要求があるときは、中央会の設立に關する報告書を提出しなければならない。第七十三條の二十七 前条第一項の認可があつたときは、発起人は、速滞なくその事務を会長に引き渡さなければならない。第七十三條の二十八 中央会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。第七十三條の二十九 中央会は、左の事由によつて解散する。

一 總會の議決
二 解散
解散の議決は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

項第三項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、第六十九條中「理事」とあるのは、会長、副会長及び理事と、民法第七十五條中「前条」とあるのは、農業協同組合法第七十三條の二十九第三項に於て準用スル同法第六十九條」と読み替へるものとする。

「第七章 登記」を第四章「登記」に改める。
第七十四條第一項及び第二項中「設立の登記を組合の設立の登記に、同条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同条第三項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

中央会の設立の登記は、設立の認可があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。
中央会の設立の登記には左の事項を掲げなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所
四 役員
五 副会長又は理事に代表権を有するときは、その者の氏名
六 公告の方法
第七十五條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「前条第二項」の下に「又は第四項」を加える。
第七十六條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四條第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改める。
第七十七條第一項中「第七十四條第二項の下に」又は第四項を加える。

第七十八條及び第八十一條中「組合の下に」又は中央会を加える。
第八十二條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第二項中「及び農業協同組合連合会登記簿」を「農業協同組合連合会登記簿及び農業協同組合中央会登記簿」に改める。
第八十三條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「第六十五條第六項」を「第六十五條第四項」に改める。
第八十四條中「第七十四條第三項」を「第七十四條第五項」に改め、「理事」の下に「中央会」にあつては、会長を加える。

第八十五條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、「第七十四條第二項」の下に「又は第四項」を、「理事」の下に「中央会」にあつては、会長を加え、同条第三項中「第六十五條第六項」を「第六十五條第四項」に改める。
第八十六條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、同条第三項中「裁判所を」を「行政庁」に改める。
第八十八條第一項中「理事」の下に「中央会」にあつては、会長、副会長及び理事を加える。

第八十九條第一項中「組合」の下に「又は中央会」を、同条第二項中「第七十二條」の下に「(第七十三條の二十九第三項)の下に」準用する場合を含む。を加える。
第九十條但書中「及び第四項」を「及び第五項」に改める。
第九十二条中「組合」の下に「又は中央会」を加える。
「第八章 監督」を第五章「監督」に改める。
第九十三條中「組合」の下に「若しくは中央会」を、「組合員」の下に「(中

央会)にあつては、会員。以下本章において同じ)を加え、若しくは規約を、規約若しくは非済規程」に改める。
第九十四條第一項中「総組合員」を「その総数」に改め、同条第一項及び第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加え、「若しくは規約」を、「規約若しくは非済規程」に改め、同条第三項中「第二号」の下に「又は第八号」を加え、「組合又は」を「組合」に、「組合の業務を組合又は中央会の業務」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

行政庁は、第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があるとき、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
第九十四條の次に次の一項を加える。

第九十四條の二 行政庁は、第十條第一項第二号又は第八号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があるとき、当該事業に關し、定款、規約若しくは非済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

行政庁は、中央会の事業の健全な運営を確保するため、当該中央会の業務又は会計に關し、監督上必要な指示をすることができる。
第九十五條中「前条」を「第九十四條」に、「当該組合の業務」を「当該組

合の業務」に改める。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

九六六

合又は中央会の業務に、「若しくは規約を、規約若しくは「共済規程」に、「当該組合に對し」を「当該組合又は中央会に對し、期間を定めて」に改め、同条に次の二項を加える。

組合又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

行政庁は、組合が共済規程に定め、特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十條の二第一項の承認を取り消すことができる。

第九十五條の二を次のように改める。

第九十五條の二 左の場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。

一 組合が法律の規定に基いて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

第九十六條中「組合員」を「その総数」に改め、「總會」の下に「創立總會を含む。」を加える。

第九十八條第一項中「第六十八條の場合を除くは」を「第六十八條及び第七十三條の九第二項の場合を除くは、中央会及び」に改め、同条第二項中「主務大臣の権限の一部

は」の下に「政令の定めるところにより」を加える。

「第九章 罰則」を第六章「罰則」に改める。

第一百零二條第二項中「組合」の下に「又は中央会」を加える。

第一百零一條を次のように改める。

第一百零一條 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人は、これを一万圓以下の過料に処する。

一 法律の規定に基いて組合又は中央会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第十條の二第一項の規定に違反したとき。

三 第九十九條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十條又は第七十三條の十三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十二條第二項後段（第七十三條の十三第二項及び第五項において準用する場合を含む。）第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

六 第三十二條（第七十三條の二十）において準用する場合を含む。第七十三條の二十四、第三十五條又は第三十六條（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

七 第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を提出し、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、

又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項（これらの規定を第七十三條の二十において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

九 第四十九條又は第五十條第二項（これらの規定を第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

十 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十一 第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けたとき。

十二 第六十四條第四項の規定に違反して提出しなかつたとき。

十三 第七十條又は第七十二條（これらの規定を第七十三條の二十九第三項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十四 第七十一條（第七十三條の二十九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合又は中央会の財産を分配したとき。

十五 第七十三條又は第七十三條の二十九第三項において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十六 第七十三條又は第七十三條の二十九第三項において準用する民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第七十三條又は第七十三條の二十九第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十八 第九十四條の二第一項の規定による命令に従わなかつたとき。

る民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十九 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第一百零一條の二に次の一條を加える。

第一百零一條の三 中央会の役員又は職員が第七十三條の九第二項第二号の事業に係る業務に關して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は密に利用したときは、これを一万圓以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後においても、当該違反行為をした場合においても、また同様とする。

第一百零二條中「第二項」を「第四條第二項又は第七十三條の四」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條第七項及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日から六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十條第一項第九号に規定する農村の生活及び文化の改善に關する事業、同項第十号に規定する事業及び同条第四項に規定する事業を行う農業協同組合連合会は、當分の間、なおその事業を行うことができる。

3 農業協同組合法第十條第七項及び第十條の二の規定の施行の際現に改正前の同法第十條第一項第八号の規定による事業を行つてい

る組合は、改正後の同法第十條第七項及び第十條の二の規定にかかわらず、これらの規定の施行の日から一年を限り、その施行の際現に存する共済契約に係る事業を行うことができる。

4 農業協同組合法第四十四條第一項第八号及び第九号の規定のうち、中央会に係る部分は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「若ハ貯金通帳を、貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。

組合は、改正後の同法第十條第七項及び第十條の二の規定にかかわらず、これらの規定の施行の日から一年を限り、その施行の際現に存する共済契約に係る事業を行うことができる。

4 農業協同組合法第四十四條第一項第八号及び第九号の規定のうち、中央会に係る部分は、この法律の施行の日から一年間は、適用しない。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「若ハ貯金通帳を、貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

9 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会、」を加える。

第十條第七項及び第十條の二の規定の施行の際現に改正前の同法第十條第一項第八号の規定による事業を行つてい

第八十一條第一項第四号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。
 第一百十一條の七中第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。
 八、農業協同組合中央会が農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和十九年法律第 号附則第二項に規定する農業協同組合連合会からその所有する不動産を取得する場合における当該不動産の取得）
 第九十六條第一号中「農業共済基金」の下に「農業協同組合中央会」を加える。
 第三百四十八條第四項中「及び連合会を」連合会及び農業協同組合中央会」に改める。
 農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案
 農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案
 農業協同組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
 第十條第一項第十号の改正規定中「向上を図り、又は農村の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設を」向上を図るための教育又は農村の生活及び文化の改善に関する施設」に改める。
 第七十三條の十二第三項中「地区内に住所を有するもの」の下に「うち定款で定めるもの」を、同条第五項中同種の事業を行う法人の下に「で定款で定めるもの」を加える。
 第七十三條の十四本文を次のように改め、同条但書中「第七十三條の二十二第三項」を「第七十三條の二十二第二項」に改める。

都道府県中央会の正会員は、各々一箇の議決権（第七十三條の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の正会員にあつては代議員の選挙権を、全国中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。
 第七十三條の十七第一項第八号中「代議員の定款」を「第七十三條の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会及び全国中央会にあつては代議員の定款」に改める。
 第七十三條の二十三第一項中「前条第三項」を「第七十三條の二十二第二項又は前条第二項」に、「同項」を「前条第二項」に改め、同条を第七十三條の二十四とし、以下第七十三條の二十九まで一ずつ繰り下げ、第七十三條の二十二を次のように改める。
 第七十三條の二十二 都道府県中央会の總會は、定款の定めるところにより、代議員をもつて組織することができる。
 代議員は、各々一箇の議決権を有する。
 代議員は、正会員が選挙した者をもつて充てらる。
 代議員は、正会員たる組合の理事でなければならぬ。
 代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように定款で定めなければならない。
 代議員の任期は、三年以内において定款で定める。
 代議員の選挙については、第三十條第四項乃至第八項の規定を準用する。
 第七十三條の二十三 全国中央会の總會は、代議員をもつて組織する。

代議員は、左に掲げる者をもつて充てらる。
 一 都道府県の区域ごとに、その区域の全部又は一部を地区とする組合（その区域をこえる区域を地区とする農業協同組合）の区域内に住所を有するものを含む。であつて第七十三條の十四の規定により選挙権を有する正会員たるものが選挙した者。
 二 都道府県中央会の会長
 三 正会員たる農業協同組合連合会が都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごと、全国中央会の定款で定める理事一人
 前項第一号の規定により正会員が選挙する代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数におおむね比例するように、定款で定める。
 代議員については、前条第二項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、前条第四項、第六項及び第七項中「代議員」とあるのは、「第二項第一号の規定により正会員が選挙する代議員」と読み替へるものとする。
 新第七十三條の二十五第二項中「代議員」を「都道府県中央会にあつては正会員（第七十三條の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会にあつては代議員）」、全国中央会にあつては代議員」に、同条第三項中「農業協同組合法第七十三條の二十四」を「農業協同組合法第七十三條の二十五」に改める。
 新第七十三條の三十第三項中「農業協同組合法第七十三條の二十九」を「農業協同組合法第七十三條の二十九」に改める。

十九を「農業協同組合法第七十三條の三十」に改める。
 第八十九條の改正規定中「第七十三條の二十九」を「第七十三條の三十」に改める。
 第九十五條の二の改正規定の次に次のように加える。
 第九十五條の二の次に次の一条を加える。
 第九十五條の三 行政庁は、第九十五條第三項の規定による命令をし、又は前条の規定による命令をし、あらかじめ、処分又は命令をしようとする理由を通知し、且つ、弁明する機会を与えなければならぬ。
 行政庁は、組合に対し、前項にいう処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、都道府県の区域をこえない区域を地区とする組合にあつては、都道府県中央会の、都道府県の区域をこえる区域を地区とする組合にあつては全国中央会の意見を聞かなければならない。
 第一百十一條第三号から第十七号まで中「第七十三條の二十九」を「第七十三條の三十」に改める。
 附則第六項を次のように改める。
 6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
 第五條第五号ノ六の次に次の一号を加える。
 五ノ七 農業協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿
 第五條第六号中「若ハ貯金通帳を」「貯金通帳、積金通帳若ハ積金証書」に改める。
 附則第九項中第八十一條の改正規定中第八十一條を「第七十二條の五」に、第一百十一條の七の改正規定中「第七十一條の七中第八号及び第九号をそれぞれ第九号及び第十号とし、第七号を」第七十三條の七中第十一号」に、「八」を「十二」に改める。
 （最終号の附録に掲載）

農業協同組合法の一部を改正する法律案（金子與重郎君外十六名提出）に関する報告書
 （最終号の附録に掲載）
 ○井出一太郎君登壇
 たいだいま議題と相なりました。金子與重郎君外十六名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案、並びに小枝一雄君外十六名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案、右両案につきまして、農林委員会におきまして、事務的経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
 まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。
 御承知のごとく、昭和二十二年現行農業協同組合法が制定されてからすでに六年有余を経過いたしました。現行法律が、この間、農業協同組合は社会的、経済的にはけい進的變遷に遭遇いたし、このために経営不振に陥つた組合も少なくなく、農業協同組合法について数回にわたる一部改正を行つた一方、農林漁業組合再建整備法あるいは農林漁業組合連合会整備促進法の制定等を行つたが、組合の健全な発展の促進を期す方途を講じたものであります。しかしながら、農業協同組合は、経済力の脆弱な農民を構成員としたし、ておりますので、その経済的基盤は依然として弱く、なお整備の強化を必要とする部面が少なくないのであります。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

従いまして、この際指導体制の確立を期し、現行組合制度にも若干の修正を施し、今後におきまざる農民経済の推移に即応して、組合事業の振興と経営の刷新、安定をはかる目的を持ちまして、本法案が提出されたのであります。

次に、改正の要旨を申し上げますと、およそ次の三點に要約されると思ふのであります。

第一點は、組合の指導組織の確立をはかるため農業協同組合中央会、全国及び都道府県の区域に設置した、国はこれら中央会の事業に要する経費の一部を毎年度予算の範囲内で補助することとしたこととあります。

第二點は、組合に関する規定を整備したことであります。その第一は、農業協同組合の地区の全部または一部を地区とする、農業協同組合及び同地区内に住所を有する農民が組織する団体につきましても准組合員たる資格を認め、農村の実態に即応した措置を講じたこと、第二点としたことは、信用事業を行う組合につきましては新たに定期預金の受入れをも行うことができ、共同事業を行う組合につきましてもその事業が健全に行われ、ために必要な規定を設けたこと、第三点としたことは、組合の役員としての責任を明確化したことと、新たに役員を選任する規定を設けたこととでございます。

次に第三點は、行政の監督規定を整備強化いたしました。組合の健全な発達に資したことでございます。本法案は去る四月二十八日付託となり、同日提案者を代表して金子委員から提案理由の説明がございました。

後、本委員会の審査に付し、爾来引続き提案者との間に真剣なる質疑を行ひ、また去る十八日には学識経験者から参考意見の聴取も行ひ、更に、真摯かつ慎重なる審議をいたして、最終の結果、昨二十一日質疑を終局いたしました。

本日、自由党、改進黨及び日本自由党を代表して佐藤洋之助委員長から、また左派社会党を代表して足鹿委員から、それぞれ修正案が提出されました。

佐藤委員長提出の修正案の要旨は、一、全国中央会及び都道府県中央会の准組合員たる資格の条件について、原案に規定された者のうちからさらに定款で定めるものとしたこと、二、都道府県中央会の総会は、会員総会を原則とし、定款で定める場合は代議員をもつて組織し得ること、三、行政が組合に対して共同事業の承認の取消しまたは解散の命令を行おうとする場合、その組合に対し説明の機会を与えること、四、都道府県中央会または全国中央会の意見を聞くものとする、五、農業協同組合中央会の発行する証書、帳簿については印紙税法の適用を除外すること、五、農業協同組合本来の教育事業を行うことに是正したことを内容とするものであります。

また、足鹿委員提出の修正案の要旨は、一、都道府県農業協同組合中央会の名称を都道府県農業協同組合中央会に改めること、二、都道府県地方会及び全国中央会の会員についての加入及び脱退を自由とすること、三、都道府県地方会の総会は会員総会とする、四、全国中央会の都道府県地方会、

に対する指示等は全国中央会の正会員たる都道府県地方会に対してのみ行ひ得ること、五、全国中央会の正会員たる都道府県地方会の会長のみが当然に全国中央会の代議員となるものとする、これらを主要な内容とした、その他につきましては佐藤委員提出の修正案と大体共通いたしてあるのでございませう。

次いで討論に移り、社会党芳賀委員から、足鹿委員提出の修正案のごとく修正すべきで、いかなれば本法案に賛成したい旨を申し述べられまし

た。また社会党小平委員は、全国農業協同組合中央会への当然加入については、農業協同組合の本質にかんがみ、にわかに賛成しかねるが、指導体系をすみやかに確立しなければならぬ、現状と、全国農業協同組合中央会そのものの性格にかんがみ、政府がこれが対策に遺憾なき措置を講じ、原案の当然加入はそれまでの暫定措置とすべきである旨を強く要望して賛意を表せられた。

以上をもつて討論を終り、採決に入り、まず足鹿委員提出の修正案について採決の結果、少数をもつて否決、次に佐藤委員提出の修正案を採決、多数をもつて可決、次いで右の修正部分を除く原案について採決した、これまた多数をもつて可決いたしました。よつて、本法案は佐藤委員提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に、農業委員会法の一部を改正する法律案について申し上げます。御承知のごとく、現行農業委員会法は、昭和二十六年、第十国会で成立し、同法に基づき市町村農業委員会及び

都道府県農業委員会が充足いたし、爾来今日まで二年有半、農地調整、自作農の創設維持、農業総合計画の樹立推進等、農民の代表機関としての使命の達成に努めて参りましたが、これまで経験にかんがみ、さらに今後におきまざる情勢の推移に即応して一國の発展を促し、もつてこれが使命の完遂を期したい趣旨をもちまして、ここに本法案が提出されたのであります。

次に、改正のおもな点を御説明いたしますと、およそ次の三點であります。

第一點は、農業委員会委員の選挙方法を簡素化したこととあります。すなわち、現行法によりますと、委員の選挙は公職選挙法を準用いたしてありますが、改正案におきましては、市町村条例で行ひ得ることとし、選任委員に選任しなければならぬこととした、また委員の任期を現行の二年から三年に改めたこととあります。

第二點は、都道府県農業委員会にかつて新たに法人格を持つた都道府県農業会議を置くこととした、従来の都道府県農業委員会の所掌した事務のほか、農業及び農民に関し意見を公表し、行政に建議し、その諮問に答申すること、及びその他啓蒙宣伝、調査研究等を行うこととした、なお、国は毎年度予算の範囲内でこれに補助を与えることとした、また、法人は、税、所得税、事業税等の免除を規定いたしましたこととあります。第三點は、全国農業会議所を新たに設置することとあります。全国農業会議所は、都道府県農業会議、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、その他

学識経験者等を構成員とする社団法人であり、その設立、解散、加入、脱退は自由であります。が、全国を通じて一個といたし、農業、農民に関し意見を公表し、行政に建議し、その諮問に答申するほか、啓蒙宣伝及び調査研究、さらにこれら業務について都道府県農業会議の指導、連絡を行うこととしたこととあります。

本法案は去る四月二十八日付託となり、同日提案者を代表して小枝委員から提案理由の説明がございました。先

に御報告申し上げました農業協同組合法の一部改正案とともに一括して審議に付し、慎重なる検討を経て参りました結果、本日質疑を終局いたしました。

次いで、自由党、改進黨並びに日本自由党を代表して佐藤洋之助委員から修正案が提出されました。その内容は、土地区画整理法の成立並びに地方税法の一部改正に伴い、関係事項、字句につき整理を行わんとするものであります。

続いて討論に付し、社会党井手以誠委員、同じく社会党小平委員から反対意見の開陳がございました。討論を終り、ただちに採決に入り、まず修正案について採決の結果、多数をもつて可決、次に修正部分を除く原案について採決の結果、これまた多数をもつて可決、よつて本法案は修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(原嘉若) 両案中、農業協同組合法の一部を改正する法律案に対しては、芳賀君外四名から成規により修

憲法による委員の定数を五人から二十五人に増やす附則 九六八

正案が提出されております。この際修正案の趣旨を明瞭に許します。芳賀貞君。

農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案（芳賀貞君外四名提出）

農業協同組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十八条の改正規定中「第一項第十号中選挙区」を「選挙又は選任に改め、同条」を削る。

第三十条の改正規定を削る。

第四十一條の二の改正規定中「加え、選挙」を「選挙し、又は選任に改め、同条」を加える。

第四十四條第一項の改正規定中「農業協同組合中央会」を「都道府県農業協同組合中央会」に改める。

第六十條の改正規定中「農業協同組合中央会」を「都道府県農業協同組合中央会」に改める。

「第三章 都道府県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合中央会」に改める。

第七十三條の二を次のように改める。

第七十三條の三 地方会又は中央会でない者は、都道府県農業協同組合地方会又は全国農業協同組合中央会という名称若しくはこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

第七十三條の五及び第七十三條の六の規定中「中央会」を「地方会及び第七十三條の四及び第七十三條の五とする。

第七十三條の七第一項中「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の六とする。

第七十三條の八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の七とする。

第七十三條の九第一項各号を除く部分及び第二項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第一項第六号中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の八とする。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

第七十三條の三を削る。
第七十三條の四を次のように改める。

第七十三條の三 地方会又は中央会でない者は、都道府県農業協同組合地方会又は全国農業協同組合中央会という名称若しくはこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

第七十三條の五及び第七十三條の六の規定中「中央会」を「地方会及び第七十三條の四及び第七十三條の五とする。

第七十三條の七第一項中「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の六とする。

第七十三條の八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の七とする。

第七十三條の九第一項各号を除く部分及び第二項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第一項第六号中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の八とする。

第七十三條の十第一項中「全国中央会」を「中央会」に、「都道府県中央会」を「地方会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の九とする。

第七十三條の十一第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十とする。

第七十三條の十二第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十一とする。

第七十三條の十三第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十二とする。

第七十三條の十四第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十三とする。

第七十三條の十五第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十四とする。

第七十三條の十六第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十五とする。

第七十三條の十七第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十六とする。

第七十三條の十八第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十七とする。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、「同条第三項中「住所を有するもの」を住所を有するもの」に、「同条第五項中「同種の事業を行ふ法人」を「同種の事業を行ふ法人で定款で定めるもの」に改め、同条を第七十三條の十一とする。

第七十三條の十三 次のように改める。

第七十三條の十二 地方会及び中央会の会員の加入及び脱退については、第二十條乃至第二十二條の規定を準用する。

第七十三條の十四 次のように改める。

第七十三條の十三 地方会の正会員は、各々一箇の議決権を、中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但し、中央会の代議員の選挙については、地方会及び第七十三條の二十一第三項第三号に規定する農業協同組合連合会はこの限りでない。

第七十三條の十五第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十四とする。

第七十三條の十六第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十五とする。

第七十三條の十七第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十六とする。

第七十三條の十八第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十七とする。

第七十三條の十九第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十八とする。

第七十三條の二十第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十九とする。

第七十三條の二十一第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の二十とする。

第七十三條の二十二第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の二十一とする。

第七十三條の二十三第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の二十二とする。

第七十三條の二十四第一項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「同条第二項中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の二十三とする。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

第七十三條の十九中「中央会」を「地方会又は中央会」に改め、同条を第七十三條の十八とする。

第七十三條の二十及び第七十三條の二十一「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、これをそれぞれ第七十三條の十九及び第七十三條の二十とする。

第七十三條の二十二第一項中「總會」を「中央会の總會」に改め、同条第三項中「都道府県中央会」にあつては正会員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては「を削り、同条第一号中「第七十三條の十四」を「第七十三條の十三」に、「同条第二号中「都道府県中央会」を「正会員たる地方会」に、「同条第三号中「全国中央会」を「中央会」に改め、同条第七項中「全国中央会」を削り、同条第六項を削り、同条を第七十三條の二十一とする。

第七十三條の二十三第一項中「都道府県中央会」にあつては創立總會において選任した者をもつて、全国中央会にあつては「を削り、同条第二項中「全国中央会」を削り、同条を第七十三條の二十二とする。

第七十三條の二十四第二項中「代議員」を「地方会にあつては正会員、中央会にあつては代議員」に、「同条第三項中「中央会」を「地方会及び中央会」に、「第七十三條の二十四」を「第七十三條の二十三」に改め、同条を第七十三條の二十三とする。

第七十三條の二十五中「都道府県中央会」を「地方会」に、「全国中央会」を「中央会」に、「同条第四項中「役員及び」を「役員及び」に改め、同条を第七十三條の二十四とする。

第七十三條の二十六第二項中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十五とする。

第七十三條の二十七を第七十三條の二十六とする。

第七十三條の二十八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十七とする。

第七十三條の二十九中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十八とする。

第七十三條の三十中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十九とする。

第七十三條の三十一中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十とする。

第七十三條の三十二中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十一とする。

第七十三條の三十三中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十二とする。

第七十三條の三十四中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十三とする。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

め、同条を第七十三條の二十五とする。

第七十三條の二十七を第七十三條の二十六とする。

第七十三條の二十八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十七とする。

第七十三條の二十九中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十八とする。

第七十三條の三十中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の二十九とする。

第七十三條の三十一中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十とする。

第七十三條の三十二中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十一とする。

第七十三條の三十三中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十二とする。

第七十三條の三十四中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十三とする。

第七十三條の三十五中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十四とする。

第七十三條の三十六中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十五とする。

第七十三條の三十七中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十六とする。

第七十三條の三十八中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十七とする。

第七十三條の三十九中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十八とする。

第七十三條の四十中「中央会」を「地方会及び中央会」に改め、同条を第七十三條の三十九とする。

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

九七〇

[illegible]

(continued)

100

100

10

と、一部には農業団体が根本的に整理すべきであるとの強い意見等もありました。遂に二回とも審議未決に上つたものであります。

最近の政府の大資本に偏倒する自由放任の経済政策の結果は、ようやく中小企業や農村にしが寄せられる結果となり、不況の徴候が顕著になつて來たことは、諸君の御案内の通りであります。今にしてその対策を樹立するにあらずれば、手のつけられない事態に迫り込まれるおそれ強く感ぜられるので、そこでこの機会に、農民生活を改善し、立ち遅れたる農村経済を助長育成することゝるの農業団体の整備強化の問題が今日国会の課題として検討されることは、むしろ当然と申さねばなられません。(拍手)

農業団体の整備の問題に関しましては、わが国はど農民のためという団体の多い国は世界にその比を見ないのありまして、それが完全に農民、農村のために奉仕しているかという、必ずしもそうばかりとは申されない現実があるのであります。そこで、理想を申せば、農村の民主化のために、農村、農民の生活はあくまでも彼らみづから、力のよつて成長、発展がふみやすなければならないことは言うまでもないのであります。しかしながら、敗戦によつて日本は四割五分の国土を失ひ、資源は戦争のために使い果し、言うべきほどのものを持つておりません。しかるに、人口はいえは、戦前六千九百万台ものが、今日では八千七百万を越えております。この狭隘なる国土に龐大なる人口をかかえ、持たざる國の悲哀を身にしみて感ずると、貿易不振による國際収支の逆調は目を追つて深刻となるのであります。しかも、世界の景況は暴落の激突は、國家存続

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

の一端として存在するわが国経済に影響を及ぼさないわけには参りません。ここにデフレリ政策となり、計画性を持たない現政府の政策は、遂に場当たり的なもの、暮しの政治となり、破綻を招来するは理の当然と申さなければならぬのであります。すなわち、これを防遏せんためにも、もつぱら金融界の首魁たるものに、責任を負つて、これを防遏せん

のみによつて、關貿易を抑制し、消費の節約を行い、輸出貿易の振興を企圖してゐたのでありますが、朝鮮動亂による特需、新特需によつて資本の蓄積もしくはこれを活用して企業の合理化をはかるべきであつたものを、あえてこれをなさず、無爲無策に終つた結果が、今日我が国の物価が國際価格を上まわり、輸出は思ひの一途をなせず、國內市場も日に悪化の一途をなせず、中小企業の倒産となり、失業者は日に累増の傾向にございます。(拍手)

つてみなあつて、手を加へず、放しつて置くと、(さしなげ、走退) ところが、

たが、國庫政策の業に於ける最も重要な地位を占める農業協同組合の重方についても、その本来の性格はあくまでも民主自治のものでなく、はたらないことは私の申すまでもないところでありますが、農業協同組合が制定されましたから、今日まで五年有餘、諸種の悪条件と闘ひながら、農業生産力の増強と農民の経済的、社会的地位の向上をはかり、あわせて國民経済の発展に寄与するために努力して來てゐることは、これを認めるにやぶさかではないのであります。しかしながら、前にも申し

万の新たなる就業希望者に与へらるべき職はなく、農村のかかえる顕在失業者は、内閣統計局の調査によれば百七十五万余人といわれております。零細なる者と世界的特徴を持つわが國農民経営者が、この失業者をかかえて、その日の生活に希望を失いつつある現状でございます。一方、農民の生産するもの、主たる米穀は、その価格、供出数量、供出の時期まで一方向的に決定されたものが押しつけられてゐる。しかも、その購買する生活必需品から農業生産資材に至るまで、すでに統制は撤廃され、買うものは高く、売るものは安い、いわゆるシェーレのために農民の生活はますます窮地に迫り込まれております。自由放任の無計画の経済政策の行われる社会においては、これは必然の帰結であると申さねばならないのであります。(拍手) そこで、当

ち、はげしい経済的、社会的変動と、その間に処する主体的条件の十分のため、経営不振の状態に陥つた組合も少くないのでありまして、そのままで放置しがたいものには整備促進の措置を講じて来たのであります。けれども、なかかわらず、組合の組織、事業及び経営の現況はなお一層の整備強化を必要とする面が少くないので、特に組合の指導体制を確立し、組合の総合的指導を行うために、全国及び都道府県の区域に協同組合中央会を設置し、会員である組合のために指導教育を全国的規模において統一的かつ効果的に行ふとすることは、今日まで組合の指導組織として全国及び都道府県を区域とする指導農業協同組合連合会等がありまして、主として会員たる組合のために指導教育事業を行つて来たものが、法制上の性格、組織、事業及び財務の状況から見まして十分でなく、農業協

「同組合系統組織の全国的な組織活動に必要であるところの統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と経営の刷新及び安定をはかり得るよう指導教育を行うことが困難であつたからであります。従いまして、この点は今回の改正によりまして相當な効果を期待することができると信ずるものであります。」

「が融資を行つたといへ、その大部分は、何ぞ知らん、農民みずからが預けた金を随喜の涙で借り受けているのであります。」

そこで、共済事業としての火災、生命等の保険事業を行い、農民みずからの生活の安定を期すると同時に、資本の蓄積を行い、自立自営の基礎をつかい、相互扶助の、共存共栄の農村社

の基盤をなして脆弱でありまゝの、自主独立でなくてはならぬ農業協同組合も、少くともその指導機関に関する限り、特設の財政援助の方策を期待することは、またやむを得ないことと考えるものではある。従つて、都道府県中央会に加入することは自由であるが、加入すると同時に全国中央会の会員となつて、法律上の保護、利益を受けることは当然でありまして、民主主義に反することがとて説をなす者のあるは、まづ、まづ、まづである。

るものと申さなければならい。それと解せん。
(拍手) 農村の事情に即応して、農民の
ほかに農民の組織する団体が組合員と
して加入することができるとか、組合
員と同一の世帯に属する者とか、営利を
目的としない法人の貯金や定期積金の
受入れができるようにしたとか、組
合の事業発展の拡大をはかり、経営の
健全化策として、まことに適切な措置
だと申すべきである、と思います。

昨と今に農村の金が都市に集中す
る傾向が強く、なつて参りました。零細
な農民が強く、なつて参りました。零細

てないものでありまして、これは、他の
営利法人等の場合と異なり、その運用
の幸否に過ぎれば、役員になり手が
なくなり、組合の運営に支障を来すこと
になることをおそれるのであります。
むしろ、この点は、今後少壮精銳主義
をとり、労働役員、兼職禁止の方途を
講じ、待遇改善等の措置をとるべきで
はないかと私は思考するものでありま
す。組合の監督権は本来好ましくない
のであります。組合の事情はいたず
らに形式的な自主性のみを尊重するこ
とを許さないものが、ありますので、当

なる農民の金は、何らかの形において、大都市に、大金機関に集中され、その金は多くはイージー・ゴーイングの道が選ばれ、大企業もしくは比較的大きな企業、農村に還元されるの方面に流用されて、農村に還元されるものは少いのであります。昨年、救済国会において政府は低利な営農資金

佐藤洋二助君の提案になる修正案は、本法案の補充的なもので、きわめて適当なものであり、社会党の足腰固めの修正案は、同案中の第七項は行政権の認可の取消しまたは解散を命ずる問題でありまして、ただいま芳

分の間やむを得ないものと考える次第であります。

賀賀君が説明された問題でございませうが、これは佐藤君の修正案に盛りれておりますし、その他の部分は観念的な理想論として傾聴に値しますけれども、現実はこのをいれるにあまりに難關のあることは、はなはだ遺憾とするところであります。(拍手)

も、國の助成団體としては、農民の利益團體としての團體活動を行はしめることは矛盾するといふのであります。が、農村の現状は、食糧調達の委員會、農地改革の成果の維持等の農業委員会、本来の使命を達成せしめつつ、農民の本来の地位の向上と農民の民主化を促す農政活動にあせ行わなければならない実情を考察いたしますと、時の權力者に助成されるのではなく、制度としての助成の方法を得ることは、現段階としてはやむを得ないものと考へざるを得ないのであります。

に触れた改正をわれ々も企圖したこともないわけではありませんが、一歩に踏み切ることが今日の農村における諸般の現実がこれを許さないので、本案は、ベスト案とは申せませんが、現行制度に対してベターであると思ふことができるのであります。よりよき方向への一歩前進である本案に、改進黨を代表して賛成の意を表するものであります。(拍手)

なお、この際特につけ加えさせて

○足鹿聖君(寛政) 日本社会党を代表して、いかに建設的になつておられますか、といふことが、連日わたる各党間の意見の調整にあたたり、本二法案の委員会通達に尽されたる御努力に對し、心から感謝の意を表する次第でございます。(拍手)

○副議長(原彪君) 足鹿聖君。

(足鹿聖君登壇)

○足鹿聖君(寛政) 日本社会党を代表して、いかに建設的になつておられますか、といふことが、連日わたる各党間の意見の調整にあたたり、本二法案の委員会通達に尽されたる御努力に對し、心から感謝の意を表する次第でございます。(拍手)

る農協団体二法案中、農業協同組合法の一部を改正する法律案に対するものが、提出の修正案に賛成の意見を述べ、かつ原案並びに佐藤君提出の修正案に反対の意見を述べ、あわせて、農業委員会法の一部を改正する法律案に対しては、農協団体再編成に対するものが党の基本的態度を表明しつつ、反対の討論を行なうとするものであります。(拍手)

この二法案は、このたびは自改同党の共同による議員提出の形式をとっており、実は昨年三月の第十五国会並びに六月の第十六国会の両度政府より提案をせられ、そのたびごとに、事実上審議を行われずして、審議未了となつて流産した因縁付の悪法であります。審議未了の原因は、両社会党、改進黨、日自党、野党四派の強力な反対の態度を堅持したことと輿論の反響にあつたことは明瞭と言わなければなりません。しかるに、今国会の会期末、四月二十八日に及んで、突如として自由党、改進黨、日本自由党三党の妥協によつて提出され、しかも、審議状況は、農林委員会において、わずかに公聴会を含めこの重要法案を五日間の短期間をもつて事実上審議打ち切りを強行するがごとき非民主的かつ不十分な審議により、本日、しかも緊急上程せられておるのであります。

によつて乱暴な短期間の審議により通過せしめんとする態度につきましては、わが党は断固として反対をせしめて得ないのであります。(拍手)このやうなやり方については、全農民並びに心ある農村指導者や農民、農協団体をしめて納得せしめるものではなく、従つて真の協力を得て成果をあげることはきわめて困難であることを強く指摘したいのであります。(拍手)

次に、農協法案のおもなる内容についてであります。まず農協法の改正案中、組合に関する事項中共済に関する事項の整備強化のための改正については、わが党の従来主張して来た点であり、この点だけは賛成でありまして、これが成立いたしますことについて、あえて協力を惜しまないことを、この際明確にいたしておきたいのであります。

る官僚の不当干渉を排除することとなり、民主主義の原則によつて立つ協同組合に対する官僚支配を現出する危険性を排除するものであります。わが党は、組合員たる農民とともに、断じて容認し得ない点であることを指摘したいのであります。

次に、農業協同組合中央会を発足せしめんとする、また新しい改正点についてであります。これは、要するに、極度の行き詰まりに直面したており、全指進、都道府県指導連の救済のために八千万程度の補助金を交付する代償とでも申しますか、中央会を設立し、これに下部の各級農協を義務加入せしめ、地域、業種等の各級系統農協の上位はこの中央会を君臨せしめ、しかも強大な指示権を付与せんとしておる点であります。このことは、地方行政の監督権の拡充強化と相まつて、完全なる官庁の農協支配であり、組合組織の基本原則である自由と民主主義の根本を破壊するものと云われなければなりません。ただ、わが党より提出いたしました修正案こそは、実に農協の大原則を確保し、組合の自主性を擁護せんがための九項目にわたる真摯なる修正案でありまして、政府並びに自改同党の反省を強く要求し、もつて修正案に反対心をなくする意を表するものであります。

はなりません。しかるに、政府は、農業委員の任期を過去において二回延長したのであります。その間時間的に余裕があり、諸般の準備を講ずべきであつたにもかかわらず、いたずらに躊躇逡巡いたしました。その責任を怠つて参つたのであります。その無責任さは、まさに農民とともに糾弾に値すると言わなければならないのであります。

この法案のねらいは、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所、この三段階を系統的に改組、法人化し、特に都道府県全段階におきましては、その性格を農民の利益代表機関として広汎な農政活動を行はしめんとし、一面、市町村委員会は、従来通り農地、食糧、農業総合計画等の処理機関として、政府の末端行政の一部を担当せしめ、それ、國費の支弁を受けて運営せられることとなつておるのであります。まことに矛盾相背するものと云つておつておるものであります。すなわち、國より補助金を受けける政府であるが、この団体は、はたして農民の利益代表機関として真に農民、農村の声を代表する農政活動が展開できるかといふ点であります。農政活動の基本は、要するに、政府の農業政策の欠陥あるはあやまち、それらから発する弊害に對し、毅然たる態度と厳正なる批判、しかし果敢なる行動をもつて、たゞいひむきにあつてこそ、農民はこれを信頼し、支持、協力して行くのであります。しかるに、その経費、全額は國庫の支弁を受け、非民主的間接選挙によつて構成される都道府県以上のこの団体が、政府に向つて何を言わんぞし、何を要求せんとするかは、おのずから明白と言わなければならないのであります。

(拍手)すなわち、農民の眞の要求や訴えを官僚化する獨裁農政運動の復活であり、戦後版農協の再出発以外の何のでもないといわれは断じたいのであります。(拍手)

反対の第二点は市町村農業委員会についてであります。最近の反動的風潮と政府施策の欠如、またこれを助長せんとするがごとき農地政策に対することさらの無為無策は、旧地主を先頭とする農地改革の逆転を目的として地主全国組織が成立し、失地回復の要求運動となつて現われておるのであります。全国にわたつて、やみ小作料の増進しつつあるにもかかわらず、市町村農業委員会は、かつての旧農地委員當時の階級別選挙が改正せられまして以来、その委員会の構成は急変し、旧地主、農村ボス等に支配権を握られたため反動化し、農地に対する農民的処理能力を失うのみならず、この反動的傾向にむき拍車を加へるがごとき実情を各地に現出いたしておることは、御存じの通りでございます。この実情に對してこそ適切な施策を講じ、働く農民の土地を守り、進んで農地改革の成果を維持するため、農業委員会の農地委員会への再改組、厳正なる運営を中心とする農地法の改正をもつて対応すべきであるにもかかわらず、今回の改正によつて、さらに農業委員会を後退せしめ、市町村農業委員会をたゞ骨格にしんとするがごとき改悪に對しなすは、わが党は断じてこれを許容することができないのであります。(拍手)

さらに重要な点は、農業技術指導体系とそのあり方についてであります。この農業技術の指導体系に對し、技術的な対策を講ずることを政府並びに原案提出者は放棄し、これを全然無視

はかり、真に農民の信頼するに足る健全なる歩みが続けずとくに、他方、農民の一般的利益を代表し、農民の社会的、経済的地位の向上のために今同生れんとする農業会議が、いよいよその基礎を固めて、全国農民の代表機関として農民の信頼を勝ち得たことを、心から念願するものであります。

以上をもちまして、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○副議長(原龍吉) 日野吉夫君

○日野吉夫君 私は、日本社会党を代表し、ただいま上程中の農業協同組合法の一部改正案に賛成し、農業委員会法の一部改正案に反対の意見を述べんとするものであります。(拍手)

本案は去る十六、十七国会に政府提出として提案されましたが、二回の国会とも審議未了になつてゐるのであります。今回議員立法として新しく登場して来たもので、本法案の一は、指導連を中央会とし、補助を専ら、農業協同組合の指導監督の機関ならしめようとする法案であり、他の一つは、農業委員会法を改正して、これも補助を専ら、農業会議所をつくり、農政面の指導に当らしめんとするものであります。幾多の不備と不満があり、いづれは近々根本的な改正が企図され、抜本的な再編成が行われなければならない運命にあることも予想せられるのであります。

世上この案を農業団体再編成と呼んでおるのではありませんが、われわれは、農業団体再編成に對しては、五つの原則をもつて臨んでおるのであります。一、農政活動は農民組合に、一、経済活動は農業協同組合に、一、技術指導は農家にこれに當り、一、供出関係事務、農地調整事務等は農業

委員会に、一、さらに各種団体の代表をもつて農業会議所をつくり、農政全般の意思決定の機関とするというのであります。

日本農業の事情を大要にしてみるに、四つの島に八千三百万人の人口、その四八％が農民であり、しかし食糧は二割の不足をしておる、イギリスに次ぐ世界第二の食糧輸入国であり、昨年度の輸入食糧は六億四千百万ドルに達して、輸入総額の三分の一を占め、自立経済達成上の一大悪条件をなしてゐることは、これは何人も認めざるを得ないところだといひます。この悪条件の解消こそ國の重大懸案であり、この解決のために日本農政の重要なところにあると言わなければならないのであります。しかるに、政府は、この問題の解決にはなほ冷淡であり、今年度は一兆円予算の犠牲にまず農林予算を削減しておる。そして農民の憤慨を買ひ、さらにMSAの受給に伴つて、食糧増産五箇年計画を持ちながら、自國食糧の自給政策を放棄して、外米、外麦依存の態勢をつくつて、農民に一大不安の種をまいてゐるのであります。MSA小使こそは、アメリカの新聞がこれを緑の反乱と呼んでゐるもので、昨年の十一月、米下院の選挙にあたり、ウィスコンシン州の保守党絶対の地盤において、農業不況に對し保護政策をとらなかつたアイゼンハウアーの政策の欠点によつて、ここで一大惨敗を喫した歴史を持つこの因縁付の小使であつた。この名を回復して、農政活動維持法に基く農業教育によつて買上げた因縁付の小使であること、を、われわれは銘記しなければならぬのであります。(拍手)

以上のやうな事情のもとで、國の要請たる國內食糧の自給を目ざし、その

自給度を高める自立経済の基礎条件の一つとして最も重要な意義を持つものがこの農業団体であることは論をまたないものであります。この団体の再編成にあたり、いかにその自主性を尊重して、摩擦なく、生産意欲を旺盛にするか、最も知能的考慮を払わなければならない問題であるにもかかわらず、今提出された二法案は、その名のどくどく、きわめて消極的なもので、その一部改正案であつて、両案とも國が若干の補助を手へて補強工作を試みるがごときものであつては、われわれは断じて日本農村の根本的解決策たり得ない点において遺憾の意を表せざるを得ません。(拍手)かかる意味から、われわれは、農業団体再編成の五原則を主張するとともに、日本農政のあり方、団体編成のあり方は、必ずわれわれの主張するこの五原則の線まで到達しなければ安定しないことを確信するものであります。

今日上程の協同組合法の一部改正に對しては、経済活動の中心たるべき協同組合の弱体化は、今日農村の不安を善き起してゐる実情であります。これに對し、左派社会党と協力いたしまして、全幅の努力をいたしましたにもかかわらず、その一致点を見出し得なかつたことはまことに遺憾でございますが、現段階における農政の實情にかんがみ、若干の不服は忍んで、農協強化の観点から、次に就み上げます条件を付してこれに賛成をいたしたのであります。

○附帯決議

農業協同組合の本質よりすれば、あくまで加入脱退の自由を主張すべきで、従つて原案による都道府県中央会に加入した単位農業協同組合が中央会への当然加入には賛成できないが、農業協同組合の現状より

して、すみやかに農業協同組合の指導体系を確立せねばならぬ緊急性に迫られてゐる現状と、中央会そのものの性格にかんがみ、政府はこれが対策に万道なき措置を講じ、その実現を期すべきで、原案の当然加入はそれまでの暫定措置という条件を強く付して原案に賛成する。

次に、農委法の一部改正に對しては、いかなる観点からするも賛同し得ないという結論に達せざるを得ないのであります。

○本法案の意図する農業会議所は、政府の補助を受けて立つ農業団体の代表をもつて構成するものであります。この団体が正しく農民の意思を代表し得ると考えらるるならば、実にこつていと言わなければならないのであります。(拍手)今、日本農民が正しく意思を表示し、団体交渉並びに団体協約により一歩々々利益を守り、農民の権利を主張し得る民主的団体は、農民組合以外には断じてないものであります。労働組合法がすでに施行せられ、国民の四八％を占める農民のために農民組合法のないことは、いかにも片手落ちではないか。われらは前国会から農民組合法案を提出しておるのでありますが、何ゆゑか、この両法案が通過したにもかかわらず、農民組合法案は審議未了として残されようとしてゐる実情にあることを、まことにふしぎに感ぜざるを得ないのであります。(拍手)ただいま足立君から農民組合に対する非難がありましたが、あまりにも時代感覚を欠くものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)かくして、正しい農民の要求に對し一顧も与へるの雅量なく、黙々増進にいそしむ農民に報

ゆるに約束の違反と期待損傷を常習とする吉田内閣並びに与党諸君に對し、われわれは率直に警告せざるを得ない。声なき農民に黙々反抗の用意があるといふことを、MSA小麦の輸入入しつづけるというところを、保守三党の諸君、公然として農業委員会法を否決し去り、農民組合法をすみやかに通過せしめられんことを望んで私の討論を終らざるを得ない。(拍手)

○副議長(原龍吉) これにて討論は終了いたしました。

○副議長(原龍吉) 農業委員会法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○副議長(原龍吉) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、本案に對する芳賀君外四名提出の修正案につき採決いたします。

芳賀君外四名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○副議長(原龍吉) 起立少数。よつて修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○副議長(原龍吉) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

本日はこれにて散會いたします。

午後七時二分散會

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議第五十四号 農業委員会法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年五月二十二日 衆議院會議録第五十四号 議長の報告

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君
農林政務次官 平野 三郎君

閣議を省略した報告

一、昨二十一日閣議において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求め、その旨参議院に通知した。
遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求め、その旨参議院に通知した。
一、昨二十一日の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
外務省関係法律の整理に関する法律

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律
へき地教育振興法
文化財保護法の一部を改正する法律

一、昨二十一日河井参議院議長から議長宛、衆議院は国会の会期を五月三十一日まで九日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。
一、昨二十一日河井参議院議長から議長宛、衆議院は日本国有鉄道経営委員会委員に阿部勝造君、工藤義男君、佐藤喜一郎君及び佐々木義彦君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
よつて同議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。
一、昨二十一日河井参議院議長から議長宛、衆議院は中央更生保護審査委員会委員に坂野千里君及び金沢次郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。
よつて同議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。
一、昨二十一日経済安定委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 根本龍太郎君(理事根本龍太郎君に替りて四月二十日委員辞任につきその補欠)
理事 大郎君(理事大郎君に替りて四月二十日委員辞任につきその補欠)
理事 菊川 忠雄君(理事菊川忠雄君に替りて四月二十日委員辞任につきその補欠)
一、昨二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
法務委員 古屋 貞雄君
文部委員 今井 耕君
農林委員 加藤 高藏君
中澤 茂一君
厚生委員 原生委員
労働委員 川崎 秀二君
経済安定委員 日野 吉夫君
予算委員 鍛冶 良作君
青野 武一君
堤 ツルヨ君
議院運営委員 相川 勝六君
三和 精一君
田中 鐵之進君
小林 朝治君
村上 勇君
三鋼 義三君

一、昨二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
法務委員 井谷 正吉君
文部委員 川崎 秀二君
農林委員 楠美 省吾君
日野 吉夫君
厚生委員 松田竹千代君
労働委員 今井 耕君
経済安定委員 中澤 茂一君
予算委員 相川 勝六君
三鋼 義三君
佐竹 晴記君
議院運営委員 鍛冶 良作君
田嶋 好文君
井手 以誠君
青野 武一君
一、昨二十一日公選選挙法改正に関する調査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 竹谷 源太郎君(理事竹谷源太郎君に替りて二十日委員辞任につきその補欠)
一、昨二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
公選選挙法改正に関する調査特別委員 網島 正興君
西村 直己君
原 雄三郎君
吉田 安君
加藤 謙造君
行政監察特別委員 橋本 清吉君
一、昨二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
公選選挙法改正に関する調査特別委員 亘 四郎君
長谷川 峻君
葉梨新五郎君
小澤佐重君

中嶋 太郎君 竹谷源太郎君
行政監察特別委員 岡部 得三君
一、昨二十一日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
公選選挙法の一部を改正する法律案
一、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律案(吉米地英俊君外四十二名提出、衆法第四一四号)
一、昨二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
証券取引法の一部を改正する法律案
恩給法の一部を改正する法律案
航空技術審議会設置法案
調達庁設置法等の一部を改正する法律案
一、昨二十一日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
地方財政法の一部を改正する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
一、昨二十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
法務省設置法の一部を改正する法律案
一、昨二十一日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求め、その旨参議院に通知した。

遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の批准について承認を求め、その旨参議院に通知した。
一、昨二十一日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
外務省関係法律の整理に関する法律案
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案、へき地教育振興法案
文化財保護法の一部を改正する法律案
一、今二十一日議員から提出した議案は次の通りである。
農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する修正案(谷賀真君外四名提出)

衆議院會議録第四十八号中正誤

頁段 誤 正
八六二 第四十四号中正誤中

(吉米地義) (吉米地義)
三君外三十 三君外三十
八名提出 七名提出

定価一部 十五円
(配達料別)

発行所 東京市神田区市本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三六
電報東京一〇〇〇〇